

資 料 編

■都市公園の現状

都市公園一覧

令和3年4月1日現在

種 別	園 名	開園年月日	面積 (㎡)
街 区 公 園	北 口 児 童 公 園	S 54. 3. 31	3, 147. 37
	八 幡 児 童 公 園	S 55. 3. 29	2, 267. 97
	富 士 見 東 児 童 公 園	〃	2, 593. 84
	富 士 見 西 児 童 公 園	〃	2, 530. 99
	富 士 見 南 児 童 公 園	〃	3, 816. 08
	富 士 見 北 児 童 公 園	S 55. 3. 31	4, 428. 73
	羽 折 児 童 公 園	S 56. 3. 31	2, 633. 09
	北ヶ谷戸児 童 公 園	S 57. 3. 31	2, 582. 27
	下 向 児 童 公 園	S 57. 12. 25	1, 669. 96
	雷 電 池 児 童 公 園	S 59. 4. 1	9, 401. 31
	富 士 見 台 児 童 公 園	S 60. 3. 30	3, 100. 50
	境 児 童 公 園	S 60. 3. 30	2, 500. 32
	向 児 童 公 園	S 60. 3. 30	2, 600. 51
	大 橋 児 童 公 園	S 60. 3. 30	2, 866. 86
	割 原 児 童 公 園	S 60. 3. 30	3, 100. 47
	ど ん ぐ り 公 園	S 49. 3. 1	1, 779. 09
	富 士 見 ハ イ ツ 公 園	S 47. 3. 18	1, 343. 44
	鶴 ヶ 丘 西 公 園	S 38. 9. 6	688. 25
	蔵 ノ 前 公 園	S 52. 1. 25	246. 80
	池 の 台 東 第 一 公 園	S 52. 3. 4	340. 57
	星 和 公 園	S 52. 12. 20	3, 334. 74
	上 広 谷 東 公 園	S 55. 7. 16	405. 68
	羽 折 南 公 園	S 53. 4. 20	181. 45
	池 の 台 東 第 二 公 園	S 53. 6. 1	100. 08
	は な み ず き 公 園	S 53. 12. 22	482. 97
	柴 山 公 園	S 53. 12. 15	294. 80
	原 山 公 園	S 56. 8. 14	885. 17
	大 下 西 公 園	S 53. 4. 18	97. 99
	後 谷 公 園	S 55. 8. 26	153. 54
	大 下 東 公 園	S 56. 5. 21	305. 61
	神 明 公 園	S 63. 12. 1	171. 45
	大 下 東 第 二 公 園	H 元. 6. 1	129. 42
	鶴 ヶ 丘 児 童 公 園	H 3. 4. 18	2, 400. 02
	脚 折 三 角 公 園	H 3. 11. 15	141. 94
	池 尻 池 公 園	H 4. 8. 2	11, 728. 00
	さ く ら 公 園	H 4. 8. 21	582. 15
	若 葉 ふ れ あ い 広 場	H 4. 11. 27	1, 207. 80
	稲 荷 公 園	H 5. 4. 18	959. 00
	太 田 ヶ 谷 東 公 園	H 7. 2. 21	141. 41

種 別	園 名	開園年月日	面積 (㎡)
街 区 公 園	三 彩 公 園	H 11. 2. 2	645.21
	仲道ポケットパーク	H 13. 3.30	93.36
	道上ポケットパーク	H 13. 3.30	119.76
	前 原 公 園	H 15. 4. 1	146.53
	宮 前 公 園	H 17.11. 1	267.42
	せ い り ゅ う 公 園	H 18. 5. 1	124.95
	こ え ど 公 園	H 20. 4. 1	113.98
	大 下 稲 荷 公 園	H 20. 5. 9	116.19
	し も う し ろ 公 園	H 21.12.14	118.01
	松 久 保 公 園	S 53. 6. 6	111.35
	古 都 公 園	S 53. 9.18	91.45
	水 堀 第 一 公 園	S 59. 9. 8	100.17
	柳 戸 広 場	H 18. 9. 1	1,898.66
	し も ま え 公 園	H 22.11. 1	170.00
	な か ま る ま え 公 園	H 22.11. 1	260.43
	おおしたみなみ公園	R 2. 3. 4	147.00
近 隣 公 園	富士見中央近隣公園	S 55. 3.31	31,155.54
	鶴ヶ島南近隣公園	S 57.12. 1	23,464.49
	脚折近隣公園	S 61. 4. 1	16,224.50
	新町中央広場	H 18. 9. 1	12,001.40
運 動 公 園	鶴ヶ島市運動公園	H 15. 4. 1	91,421.79
緑 地	富 士 見 緑 地	S 55. 3.31	25,339.66
	鶴ヶ島グリーンパーク	R 3. 4. 1	128,914.89
緑 道	羽 折 緑 道	H 11. 2. 2	439.88
総 数	63か所	410,828.26	

鶴ヶ島市防災会議条例

昭和39年8月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鶴ヶ島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鶴ヶ島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 鶴ヶ島市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから、市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから、市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから、指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長及び鶴ヶ島市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、防災上必要な機関又は団体の職員のうちから、市長が任命する者
- 6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第15号）

この条例は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、第1条から第13条までの規定中の改正前の条例の規定により、現に非常勤の特別職の職に命じられている者は、その任期満了の日まで在任する。

附 則（平成12年条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

鶴ヶ島市災害対策本部条例

昭和39年8月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、鶴ヶ島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

■災害対策本部等に関する要綱

災害対策本部等に関する要綱（昭和49年8月2日告示第20号）

（趣旨）

第1条 この告示は、鶴ヶ島市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員の責務）

第2条 すべて市の職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

（本部の位置及び組織）

第3条 本部は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、市職員のうちから指定した者をもって構成し、鶴ヶ島市役所に置くものとする。

2 本部の編成及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

3 部に部長、班に班長その他の職員を置く。

（本部の設置及び閉鎖）

第4条 本部の設置は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において緊急を要する場合に設置するものとし、設置基準は次に掲げるところによる。

（1）市の地域に相当規模の災害が発生し、拡大し、又は発生するおそれがある場合において、市長が防災の推進を図る必要があると認めたとき。

（2）市の地域に非常災害又は激甚な災害が発生したとき。

（3）市の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生したとき。

（4）市の地域に震度5強以上の地震が発生したとき。

（5）大規模地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震臨時情報」が発せられたとき。

（6）市に特別警報が発表されたとき。

（7）その他市長が特に必要と認めたとき。

2 本部は災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したときは閉鎖する。

3 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、本部が閉鎖されたとき自動的に閉鎖されるものとする。

（設置及び閉鎖の通知等）

第5条 本部が設置及び閉鎖した場合は、直ちに総務部長は、その旨を市職員に通知するとともに、次の機関に通知するものとする。

（1）埼玉県知事

（2）消防組合消防長及び警察署長

（3）防災会議委員

（4）隣接市長

（5）その他必要と認める機関の長

2 危機管理課職員は、勤務時間外において、本部が設置されたときは、前号各号に掲げるもののほか、本部員となるべき部長等にこの旨を通知するものとする。

（現地本部の設置）

第6条 非常災害又は激甚な災害が発生した場合において災害対策の円滑を期するため必要が

あると認めるときは、現地本部を設置することができる。

2 現地本部の標準的構成は、別表第2のとおりとする。

(本部室の開設及び任務)

第7条 本部室は、本部が設置された場合に開設する。

2 総務部長は、本部に「鶴ヶ島市災害対策本部」の標識を掲げるほか、本部の活動に必要な器材等を整備するものとする。

3 本部室の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部会議に関すること。
- (2) 関係機関との連絡に関すること。
- (3) 配備体制に関すること。
- (4) 気象情報及び災害情報等の収集及び伝達に関すること。
- (5) 災害救助法の適用に関すること。
- (6) 国の機関及び県に対する応援要請並びに自衛隊の派遣要請に関すること。
- (7) その他緊急を要する応急対策に関すること。

(本部員の参集)

第8条 本部員は、本部が設置されたときは直ちに本部室に参集するものとする。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項の決定並びに総合調整を行うものとする。

2 本部室付は、本部室において服務し、各部との連絡及び災害に関する情報資料の収集、整理等の事務に従事する。

3 本部長が必要と認める場合は、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(体制の種別及び配備区分)

第10条 災害対策の活動に当たってのとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

(1) 警戒体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる態勢）

ア 第1配備 災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する態勢

イ 第2配備 災害の要因が発生した場合において、状況により速やかに出動して活動する態勢

ウ 第3配備 軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常態勢の実施に備えて活動する態勢

(2) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する態勢）

ア 第1配備 相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する態勢

イ 第2配備 激甚な災害が発生した場合において組織及び機能のすべてをあげて活動する態勢

(動員計画)

第11条 職員の動員計画については、前条の体制の種別及び配備区分ごとに別表第3に掲げる基準によるものとし、次の方法により連絡するものとする。

- (1) 勤務中は、庁内放送及び口頭により連絡する。
- (2) 退庁時にあっては、伝令又は電話等により連絡する。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

(応援の要請)

第12条 部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

(被害報告等)

第13条 被害の報告は、様式第1号の発生速報、様式第2号の経過速報及び様式第3号の確定報告により行うものとし、別表第4の区分に従って報告するものとする。

2 被害状況について報道機関に発表又は通報する場合は本部長の指示に基づき総務部長が行うものとする。

(雑則)

第14条 災害時において現場の活動に従事する本部長、副本部長、本部員は、必要により様式第4号の腕章又は様式第5号の標旗を使用するものとする。

2 この告示に定めるもののほか、本部の各部又は現地本部の運営について必要な事項は、主管の部長又は現地本部長が定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 災害対策本部等に関する要綱（昭和41年告示第17号）は、廃止する。

附 則（昭和52年告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年告示第16号）

この告示は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年告示第79号）

この告示は、昭和59年7月23日から施行する。

附 則（平成元年告示第66号）

この告示は、平成元年1月26日から施行する。

附 則（平成3年告示第198号）

この告示は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成6年告示第477号）

この告示は、平成6年11月16日から施行する。

附 則（平成10年告示第587号）

この告示は、平成10年11月19日から施行する。

附 則（平成13年告示第481号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第210号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第403号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第356号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第400号）

この告示は、平成17年5月10日から施行する。

附 則（平成18年告示第302号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第419号）

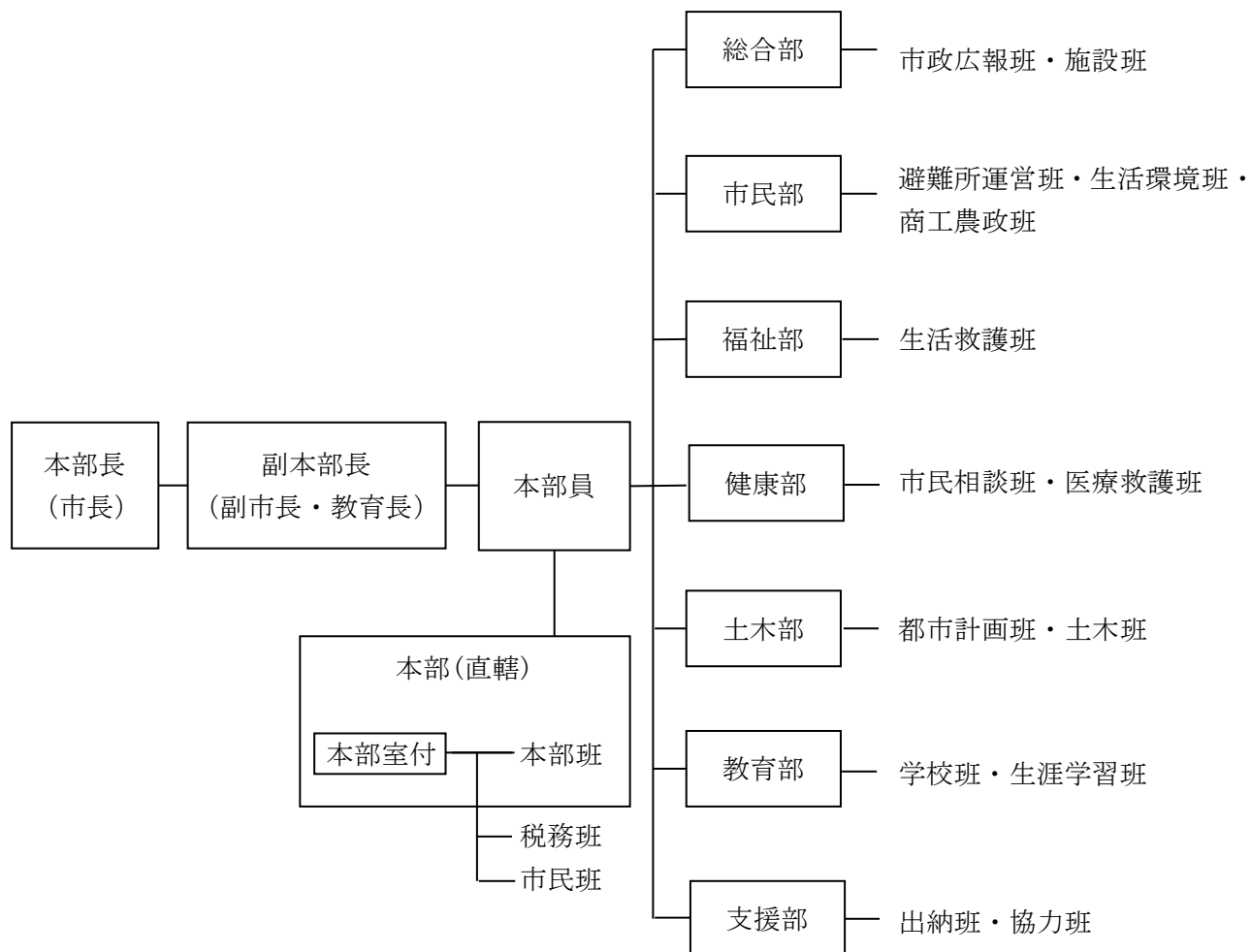
この告示は、平成18年5月23日から施行する。

附 則（平成19年告示第53号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

災害対策本部の編成及び事務分掌

1 編成



2 事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	市長	災害対策本部を統轄し、部員を指揮監督する。
副本部長	副市長・教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これを代行する。
本部員	総合政策部長・総務部長・市民生活部長・福祉部長・健康部長・都市整備部長・会計管理者・教育部参事・議会事務局長	第7条に定める事項（本部長・副本部長に事故あるときは、総務部長がこれを代行する。）
本部室付	危機管理課職員	第9条に定める事項

部名	部長	班名	班 長	事務分掌
本部 (直轄)	総務部長	本部班	危機管理課長 (副) 総務人権推進課長 (副) 人事課長	1 本部の設置、閉鎖に関する事。 2 関係機関との連絡に関する事。 3 部員の招集及び派遣に関する事。 4 各部との連絡調整に関する事。 5 現地調査に関する事。（総括） 6 避難指示に関する事。 7 消防の広域応援に関する事。 8 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 9 本部長の命令の伝達に関する事。 10 防災行政無線に関する事。 11 災害救助法の適用に関する事。 12 災害派遣職員に関する事。 13 福祉避難所の開設の指示に関する事。 14 ライフラインの確保に関する事。 15 職員の給与等に関する事。 16 災害対策本部従事者の損害補償に関する事。
		税務班	税務課長 (副) 収納課長	1 他部各班の応援に関する事。 2 固定資産の被災調査に関する事。 3 税の減免に関する事。 4 災害時の税制に関する事。 5 被災納税者の調査に関する事。 6 り災証明等に関する事。
		市民班	市民課長	1 行方不明者など遺体の捜索・収容及び埋・火葬に関する事。 2 生活環境班への協力に関する事。 3 他部各班の応援に関する事。 4 埋・火葬の許可に関する事。
総合部	総合政策部	市政広報班	秘書広報課長 (副) 政策推進課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害状況の広報に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 写真等による情報の記録及び収集に関する事。

部名	部長	班名	班 長	事務分掌
			長 (副) 財政課長	こと。 5 災害情報及び被害状況の収集、整理に関する こと。 6 緊急的な予算措置に関すること。 7 資金調達に関すること。 8 食料、生活必需等物資の調達に関すること。 9 運輸業者との連絡調整に関すること。 10 本部員等の応急食料の取扱い配分に関する こと。 11 災害見舞い、視察等に関すること。 12 災害統計に関すること。 13 災害記録の編集保存に関すること。
		施設班	資産管理課 長 (副) 情報推進課 長	1 災害出動のための配車に関すること。 2 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する こと。 3 O A機器類の被害調査及び応急措置に関す ること。 4 市有施設の災害対策に関すること。
市民部	市民生活 部長	避難所運 営班	地域活動推 進課長 (副) 各市民セン ター所長 (副) 女性センタ ー館長 (副) 鶴ヶ島海洋 センター所長	1 災害対策本部及び指定避難所との情報連絡 に関すること。 2 指定避難所の運営に関すること。 3 避難者に対する情報、指示等の伝達に関するこ と。 4 指定避難所の情報収集及び伝達に関するこ と。 5 自治会長との連絡調整に関すること。 6 自治会長からの被害状況報告に関すること。 7 避難者に対する炊き出し及び救護物資の配分 の協力に関すること。
		生活環境 班	生活環境課 長	1 毒劇物の安全確保に関すること。 2 交通安全に対する関係機関との連絡調整に関 すること。 3 交通対策に関すること。 4 し尿処理及び防疫に関すること。 5 ごみの収集、運搬と処理に関すること。 6 動物愛護及び危険動物に関すること。 7 公害の発生防止に関すること。
		商工農政 班	産業振興課 長 (副) 農業委員会 事務局長	1 商工業関係被害の取りまとめ、記録及び報告 に関すること。 2 農林関係被害の取りまとめ、記録及び報告に 関すること。 3 家畜及び家畜施設の被害調査に関すること。 4 食料、生活必需物資の調達及び運搬など支援 に関すること。

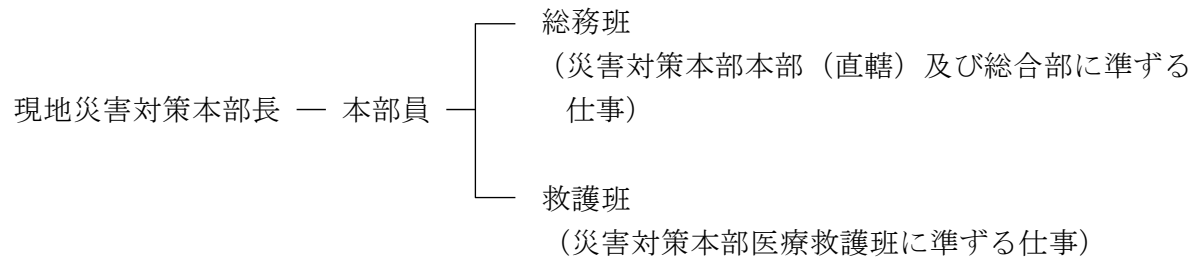
部名	部長	班名	班 長	事務分掌
				5 被害商工業者に対する融資に関すること。 6 被災農家の災害融資に関すること。 7 被害農家の営農指導に関すること。
福祉部	福祉部長	生活救護班	福祉政策課長 (副)福祉政策課主席主幹 (副)障害者福祉課長 (副)こども支援課長 (副)こども支援課主席主幹 (副)保育所長 (副)児童館長	1 福祉関係の被害の取りまとめ及び報告に関すること。 2 被災者の救出捜索に関すること。 3 要配慮者に関すること。 4 現地調査に関すること。 5 日赤、その他の関係機関との連絡に関すること。 6 児童の避難、救護に関すること。 7 被災児童の調査に関すること。 8 衣料、食料、寝具、生活必需物資の購入支給に関すること。 9 応援団体の誘導に関すること。 10 救援物資の受付及び配布に関すること。 11 指定避難所の確保及び維持管理に関すること。(福祉避難所の開設・運営) 12 ボランティアに関すること。
健康部	健康部長	市民相談班	健康長寿課長 (副)介護保険課長	1 要配慮者及び被災者の支援に関すること。(福祉避難所の開設・運営に関するを含む) 2 総合相談窓口の開設及び運営に関すること。
		医療救護班	保健センター所長 (副)保険年金課長	1 災害医療救護に関すること。 2 医薬品等の調達に関すること。 3 病院、医院等の把握に関すること。 4 保健所、その他関係機関との連絡に関すること。 5 応急救護所の設置に関すること。 6 その他保健衛生に関すること。 7 市民相談班への協力に関すること。

部名	部長	班名	班 長	事務分掌
土木部	都市整備 部長 (副) 都 市整備参 事	都市計画 班	都市計画課 主席主幹 (副) 都市計画課 長 (副) 企業立地・ 定住推進課 長	1 公有建物の被害調査及び災害応急対策に関 すること。 2 災害応急対策に対する各部各班の応援に関 すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災宅地危険度判定に関すること。 5 応急仮設住宅並びに応急修理用木材、その他 資材の確保に関すること。 6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅応急修理 に関すること。 7 住宅関係障害物の除去に関すること。 8 公園施設等の災害応急対策に関すること。
		土木班	道路建設課 長 (副) 区画整理課 長	1 公共土木施設の災害対策に関すること。 2 公共土木施設関係被害の取りまとめ、記録及 び報告に関すること。 3 河川、道路、橋梁の緊急修理に関すること。 4 資材、労力の調達に関すること。 5 道路障害物等の除去に関すること。 6 飯能県土整備事務所との連絡調整に関す ること。 7 水防に関すること。
教育部	教育部長 (副) 教育部参 事	学校班	教育総務課 長 (副) 学校教育課 長 (副) 学校教育課 主席主幹 (副) 教育センタ ー所長 (副) 学校給食セ ンター所長	1 総括に関すること。 2 学校の被害調査に関すること。 3 教職員の非常配備等に関すること。 4 児童及び生徒の避難、救護に関すること。 5 被災教職員及び児童、生徒の調査に関す ること。 6 教育施設を利用する指定避難所の資機材の 調達に関すること。 7 指定避難所の設営及び炊き出しに関す ること。 8 避難所運営班への協力に関すること。 9 児童及び生徒の応急教育に関すること。 10 被災児童及び生徒に対する学用品の支給に 関すること。
		生涯学習 班	生涯学習ス ポーツ課長	1 社会教育施設の被害調査に関すること。 2 指定文化財の保護に関すること。 3 児童及び生徒の健康管理に関すること。 4 社会体育施設の被害調査に関すること。 5 部内各班の応援に関すること。 6 施設の再開に向けた計画づくりに関すること。

部名	部長	班名	班 長	事務分掌
支援部	会計管理者 (副) 議会事務局長	出納班	会計課長	1 他部各班の応援に関すること。 2 金銭の出納に関すること。
		協力班	議会事務局 次長 (副) 監査委員事務局長	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 他部各班の応援に関すること。

備考 各部各班は、情勢に応じ相互に協力しなければならない。

現地災害対策本部の構成（標準）



別表第3（第11条関係）

動 員 計 画

課 名 等	警 戒 体 制			非 常 体 制	
	第1配備	第2配備	第3配備	第1配備	第2配備
秘 書 広 報 課					全員
政 策 推 進 課					〃
女 性 セ ン タ ー					〃
財 政 課					〃
資 産 管 理 課					〃
情 報 推 進 課					〃
総 務 人 権 推 進 課					〃
人 事 課					〃
税 務 課					〃
収 納 課					〃
市 民 課					〃
若 葉 駅 前 出 張 所					〃
危 機 管 理 課					〃
地 域 活 動 推 進 課					〃
市 民 セ ン タ ー					〃
生 活 環 境 課					〃
産 業 振 興 課					〃
福 祉 政 策 課					〃
障 害 者 福 祉 課					〃
こ ど も 支 援 課					〃
健 康 長 寿 課					〃
保 険 年 金 課					〃
介 護 保 険 課					〃
保 健 セ ン タ ー					〃
都 市 計 画 課					〃
道 路 建 設 課					〃
区 画 整 理 課					〃
企 業 立 地 ・ 定 住 推 進 課					〃
会 計 課					〃
教 育 総 務 課					〃
学 校 教 育 課					〃
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課					〃
鶴ヶ島海洋センター					〃
教 育 セ ン タ ー					〃
学 校 給 食 セ ン タ ー					〃
議 会 事 務 局 議 事 課					〃
監 査 委 員 事 務 局					〃
農 業 委 員 会 事 務 局					〃
児 童 館 ・ 保 育 所 ・ 支 援 セ ン タ ー ・ 他					〃
合 計					全員

備考

- 1 非常体制は主に震度５強以上の大規模地震災害を想定し、警戒体制は主に台風など風水害を想定し配置する。
- 2 非常体制第１配備については、地域対応部職員を含まない配置とする。
- 3 非常体制第１配備については、災害対策本部の設置が想定されるため、所属長を配置する。
- 4 地域活動推進課は、警戒体制第３配備より全市民センターが避難所開設となる可能性があるため、１人は管理職を配置する。
- 5 市民センターは、自主避難所を開設する際、警戒体制第１配備で動員をかける場合がある。
- 6 政策推進課は、警戒体制第３配備より女性センターが避難所開設となる可能性があるため、１人は管理職を配置する。
- 7 市民課は、警戒体制第３配備より若葉駅前出張所が帰宅困難者対応となる可能性があるため、１人は管理職を配置する。
- 8 生涯学習スポーツ課は、警戒体制第３配備より海洋センターが帰宅困難者対応となる可能性があるため、１人は管理職を配置する。
- 9 警戒体制の動員については、上記にかかわらず関係部長が協議の上、適宜動員させることができるものとする。

被害状況等の報告

区 分		被 害 通 報		確 定 報 告
		発 生 速 報	経 過 速 報	
報 告 の 要 領		・被害の発生した直後に行う。	・被害状況の進展に伴い逐次行う。 特に指示あるほかは2時間ごと。	・被害が確定し、応急救助が完了したときに行う。
受理・報告責任者		総務部長		
県関係	報 告 先	・県に災害対策本部が設置されている場合は、川越支部（川越比企地域振興センター） ・県に災害対策本部が設置されていない場合は、次の区分による。 A 住宅及び人的被害（火災の場合を除く。）に関するものは、川越比企地域振興センター B 公共土木被害に関するものは、飯能県土整備事務所 C 農林被害に関するものは、川越農林振興センター D 火災に関するものは、災害対策課		
市関係	報 告 責 任 者	自治会長（特に必要と認めるとき）	自治会長（特に必要と認めるとき）	・自治会長（農作物以外のもの） ・農事組合長（農作物関係のみ）
	報 告 先	・市に災害対策本部が設置されている場合は、市災害対策本部 ・市に災害対策本部が設置されていない場合は、市総務部危機管理課		

様式第1号（第13条関係） 略
 様式第2号（第13条関係） 略
 様式第3号（第13条関係） 略
 様式第4号（第14条関係） 略
 様式第5号（第14条関係） 略

発 生 速 報

	日	時	分	受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自				月		日	
	至				月		日	
2 被害場所								
3 被害程度								
4 災害に対する措置								
5 その他必要事項								

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 報 告

支 部
市町村

				発信者				受信者				
災 害 の 種 別				発生地域								
被 害 報 告				月 日 時 分 現在								
報 告 区 分				発生 経過								
区 分				被 害		区 分				被 害		
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流出・埋没ha	流失		埋没	
	行方不明者		人					冠 水 h a				
	負傷者	重 傷	人				畑	流出・埋没ha	流失		埋没	
		軽 傷	人						冠 水 h a			
住家被害	全 壊 (焼) (流失)	棟		道路被害	決	壊	箇所					
		世帯			冠	水	箇所					
		人			文 教 施 設	箇所						
	半 壊 (焼)	棟			その他被害	病	院	箇所				
		世帯				橋 り よ う	箇所					
		人				河	川	箇所				
	一部破損	棟				砂	防	箇所				
		世帯				清 掃 施 設	箇所					
		人				崖 く ず れ	箇所					
	床上浸水	棟				鉄 道 不 通	箇所					
		世帯				被 害 船 舶	隻					
		人				水	道	戸				
	床下浸水	棟				電	話	回線				
		世帯				電	気	戸				
		人				ガ	ス	戸				
	非住家被害	公共建物	全壊（焼）			棟		り 災 世 帯 数	世帯			
半壊（焼）			棟			り 災 者 数	人					
その他		全壊（焼）	棟			火災発生	建 物					
		半壊（焼）	棟		危 険 物		件					

災害に対してとられた措置

- (1) 災害対策本部設置の状況
 (2) 市（町村）のとした主な応急措置の状況
 (3) 応援要請又は職員派遣の状況
 (4) 災害救助法適用の状況
 (5) 避難命令の状況

市町村数
人 員地区数
人

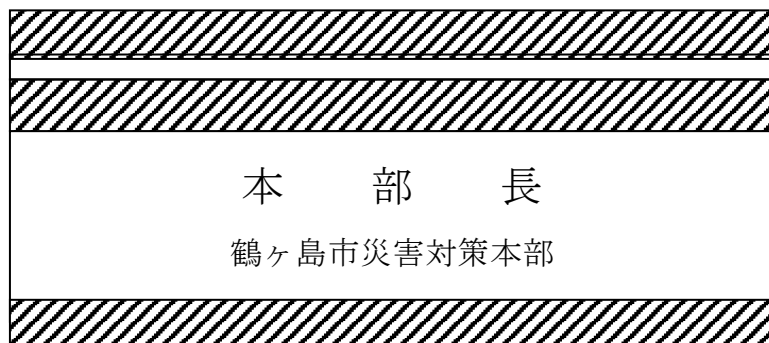
- (6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名
 消防団員 名
 計 名

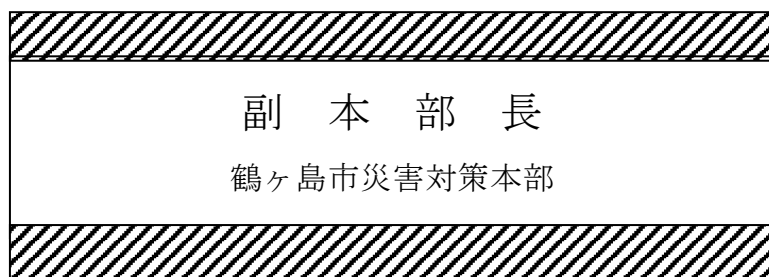
イ 主な活動内容（使用した機材をふくむ）

腕 章

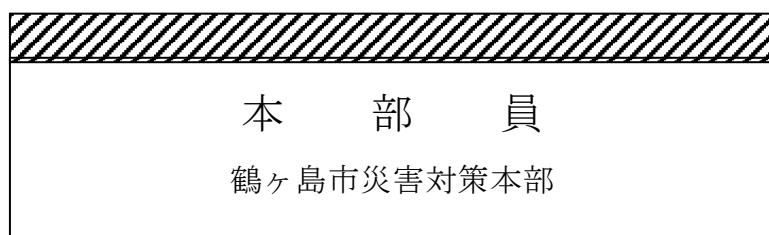
1 本部長



2 副本部長

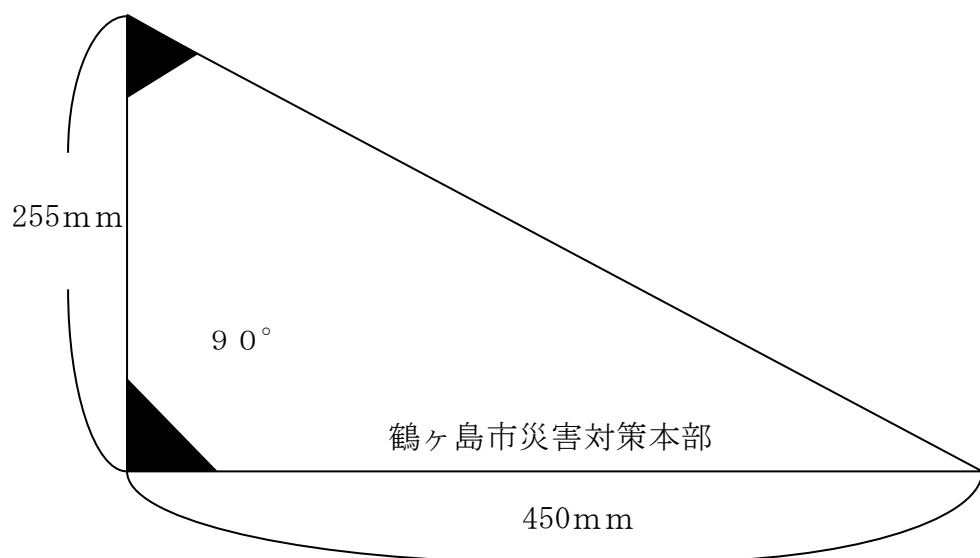


3 本部員



- ※ 地色を白、文字を黒とし、斜線部分は赤色（線）とする。
- ※ 大きさは、それぞれ縦9センチメートル、横37センチメートルとする。

旗 標



- ※ 現地本部、本部車等必要に応じて用いるものとする。
- ※ 地色を白、文字を黒色とする。

鶴ヶ島市防災行政無線局管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴ヶ島市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災行政及び一般行政業務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する鶴ヶ島市防災行政無線局の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 無線局設備 協定に基づき坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部に設置する無線設備をいう。
- (6) 基地局 陸上移動局と通信を行うため鶴ヶ島市役所内に開設する移動しない無線局をいう。
- (7) 移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中、基地局又は移動局相互に通信を行う無線局をいう。
- (8) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた無線通信システム全体をいう。
- (9) 無線従事者 無線設備の操作を行うものであって、総務大臣の免許を受けた者をいう。
- (10) 協定 鶴ヶ島市長及び坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者間において締結した鶴ヶ島市防災行政無線局（固定系）の設置及び管理運用に関する協定書（昭和60年8月26日締結）をいう。
- (11) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する被害をいう。
- (12) 防災 災害を未然に防止すること、発生の恐れがある場合の事前準備、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。

(管理運営組織)

第3条 無線系の管理及び運用のための組織は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者は、無線系の管理運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督するものとし、鶴ヶ島市長がこれにあたる。
- (2) 管理責任者は、無線系の管理運用に係る業務を行うとともに、通信管理者を指揮監督するものとし、鶴ヶ島市総務部長がこれにあたる。
- (3) 通信管理者は、無線系の管理を行うとともに、無線局の運用に係る業務を所掌するものとし、管理責任者が指定する者をもってこれにあてる。
- (4) 通信取扱責任者は、通信管理者の指揮のもとに無線系に属する無線設備及び無線局設備の技術操作を行うとともに、様式第1号及び様式第2号の無線業務日誌の記載を行うほか、通信取扱者の行う通信操作を指揮監督するものとし、管理責任者が無線従事者の中から指

定する者をもってこれにあてる。

(総括責任者の義務)

第4条 総括責任者は、無線局の運用体制に応じ、無線従事者の適性配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

(消防長の義務)

第5条 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長は、総括責任者に無線従事者の名簿を提出することとし、これに変動があった場合においても同様とする。

(通信事項)

第6条 無線局の通信事項は、次のとおりとする。

(1) 災害、防災等に関する事項

- イ 火災、風水害、地震等の情報の伝達
- ロ 人命救助、災害時の救援、復旧等の情報伝達
- ハ 交通、通信の確保又は秩序の維持に関する事項
- ニ 公害についての注意報及び警報に関する事項
- ホ 気象についての注意報及び警報に関する事項

(2) 一般行政に関する事項

- イ 事業推進に係る情報伝達事項
- ロ その他総括責任者が特に必要と認める事項

(通信禁止事項)

第7条 次に掲げる通信は、これを禁止する。

- (1) 特定の個人又は政党の宣伝及びこれらに類する事項
- (2) 営利を目的とする宣伝等の伝達
- (3) 非常の場合を除き、免許された目的、通信の相手方及び通信事項以外の通信

(通信の種別)

第8条 無線局による通信の種別は、次のとおりとする。

- (1) 非常、災害通信
- (2) 平常の通信
- (3) 訓練通信

(非常、災害通信)

第9条 非常、災害通信は、次のように行う。

- (1) 非常、災害通信は、総括責任者の指揮のもとに行い、平常の通信に優先する。
- (2) 災害対策本部が設置されたときは、その指揮下で行うものとし、通信の統制を行う。
- (3) 通信の統制は、災害対策本部解散後、総括責任者の命により解除する。

(平常の通信)

第10条 平常の通信は、次に定めるものをいう。

- (1) 一般行政通信
- (2) 無線系の試験調整のための通信

(訓練通信)

第11条 訓練通信は、非常災害時の異常事態に備え、非常、災害通信の円滑な運営を図ることを旨とし、年2回以上行うものとする。

2 訓練通信は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別にこれを定める。

(書類の保管整備)

第13条 通信管理者は、電波法及び関係法令に定められた業務書類を保管整備する。

2 通信管理者は、様式第3号の無線局業務日誌抄録を毎年1月末日までに作成し、管理責任者に提出する。

3 通信管理者は、様式第4号の無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌抄録の写しを保管整備する。

(無線設備の点検整備)

第14条 無線設備の正常な機能を確保するため、次に掲げる点検整備を行う。

(1) 毎日点検 様式第5号の毎日点検表により、毎日行う点検

(2) 定期点検 毎年1回以上行う精密点検

附 則

この要綱は、昭和59年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

鶴ヶ島市防災行政無線局（固定系）運用要領

（目的）

第1条 この要領は、鶴ヶ島市防災行政無線局管理運用要綱（昭和61年3月7日決裁。以下「要綱」という。）第12条に基づき、鶴ヶ島市防災行政無線局（固定系）（以下「無線局」という。）の運用を円滑に行うために定めるものである。

（放送の形態）

第2条 無線局における放送（以下「放送」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一斉放送 すべての固定系子局に対して行う放送をいう。
- (2) 緊急一斉放送 緊急時すべての固定系子局に対して行う放送をいう。
- (3) 個別放送 特定の固定系子局に対して行う放送をいう。
- (4) グループ放送 特定地域の固定系子局に対して行う放送をいう。

（放送の種類）

第3条 放送の種別及び放送時間は、次の各号とする。

- (1) 定時放送 16時30分（冬期）、17時30分（夏期）
- (2) 緊急放送 必要の都度

（放送の依頼）

第4条 放送を希望する課の所属長は、別紙様式の放送申込書を放送希望日の2日前までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（放送の許可等）

第5条 管理責任者は、前条の規定により放送申込みがあったとき、その放送内容が要綱第6条及び第7条に該当するか否かを検討の上、放送の可否を決するものとする。また、放送の順位は、受付順位とする。ただし、管理責任者が放送順位の変更を認めたときは、この限りでない。

（放送の担当部署）

第6条 平日の勤務時間内及び非常災害時における放送は、鶴ヶ島市総務部危機管理課が行い、それ以外の時間における放送は、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部が行う。

（放送の制限）

第7条 総括責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

放 送 申 込 書

年 月 日

申込課長

（担当 担当者 ）

次のとおり放送を申し込みます。

件 名			
放送希望日時	年 月 日（ ）	午前・午後	時 分
放 送 の 種 別	定時・緊急	放送の方法	一斉・グループ（ 地域）
放 送 内 容			
放 送 理 由			

鶴ヶ島市防災行政無線局（移動系）運用要領

（目的）

第1条 この要領は、鶴ヶ島市防災行政無線局管理運用要綱（昭和59年3月19日決裁。以下「要綱」という。）第12条に基づき、鶴ヶ島市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の運用を円滑に行うために定めるものであり、電波法及び同法関連規則に定めるもののほか、無線局の運用については、この要領によるものとする。

（目的外使用の禁止）

第2条 無線局の運用は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えてはならない。

（通信内容の保護）

第3条 無線局の運用により知り得た内容については、その存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

（無線局運用時間）

第4条 無線局の運用時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、要綱第6条第1号による通信の時は、この限りではない。

（無線通信の原則）

第5条 混信を抑制するため、無線通信は、次の各号によるものとする。

- (1) 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行う時は、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

（発射前の措置）

第6条 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、他の通信が行われていないことを確かめなければならない。

（不確実な呼出しに対する応答）

第7条 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

第8条 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか。」を使用して、直ちに応答しなければならない。

（通信時間）

第9条 1回の通信時間は、5分を超えてはならない。

（呼出し）

第10条 呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下
- (4) どうぞ 1回

第11条 免許状に記載された通信の相手方を一括して呼び出すときは、次に掲げる事項を順

次送信して行う。

- (1) 各局 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下
- (4) どうぞ 1回

第12条 2局以上の特定の無線局を一括して呼出すときは、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 それぞれ2回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回
- (4) どうぞ 1回

(呼出しの簡略化)

第13条 確実な連絡の設定ができると認められるときは、第10条第2号及び第3号、第11条第2号及び第3号、第12条第2号及び第3号に掲げる事項の送信を省略することができる。

第14条 呼出しの簡略化を行ったときは、その通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信しなければならない。

(呼出しの反復)

第15条 呼出しに対して応答がないため呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

(応答)

第16条 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

第17条 呼出しに対する応答は、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) どうぞ 1回

(応答の簡略化)

第18条 確実な連絡の設定ができると認められるときは、前条第1号に掲げる事項の送信を省略することができる。

附 則

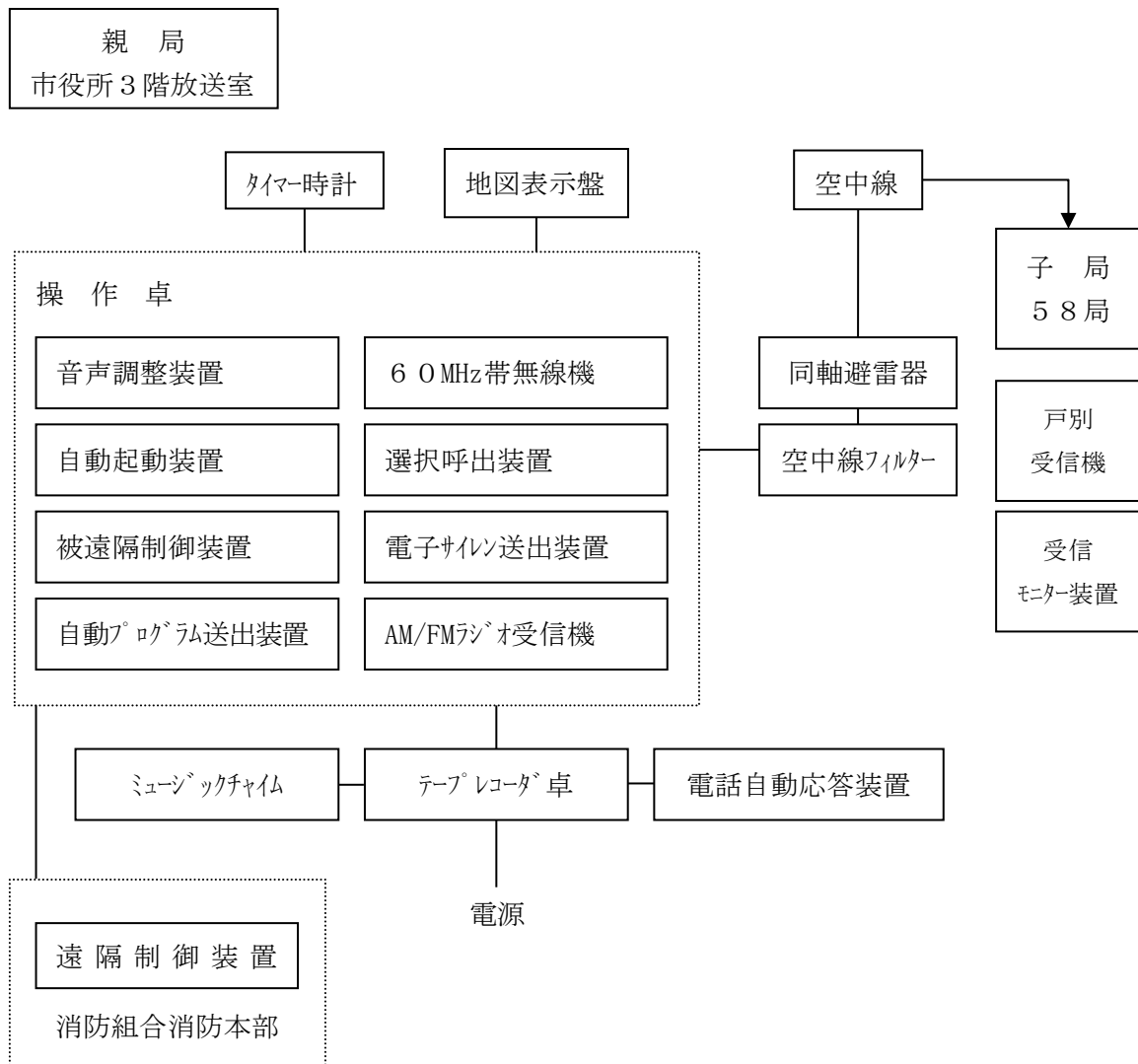
この要領は、昭和59年3月23日から施行する。

附 則

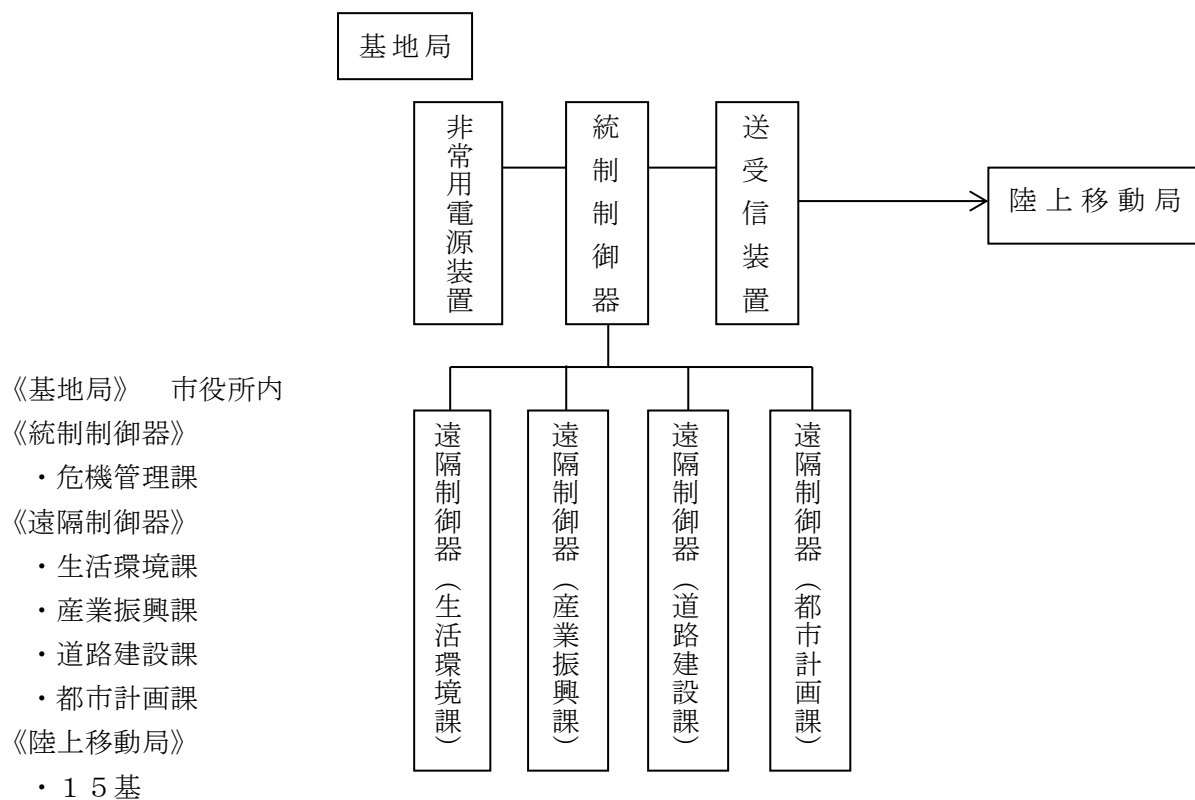
この要領は、平成3年9月1日から施行する。

■鶴ヶ島市防災行政無線系統図

ア 固定系



イ 移動系



■鶴ヶ島市防災行政無線（固定系）子局一覧表

番号	名 称	所 在 地
1	町 屋 自 治 会 集 会 所	町屋 1 3 8－2
2	上 新 田 日 枝 神 社	上新田 1 0 4
3	新 町 小 学 校	新町四丁目 2 5－1
4	旧 一 本 松 土 地 区 画 整 理 事 務 所	中新田 3 4 3
5	下 新 田 会 館	下新田 4 2 4－2
6	下 新 田 第 二 自 治 会 公 園	下新田 5 8 0－1
7	は な み ず き 公 園	下新田 6 2 1－3 1 2
8	高 福 寺 入 口	高倉 1 8 2－1
9	高 倉 日 枝 神 社	高倉 3 9
10	北 口 児 童 公 園	脚折町三丁目 1 2－1
11	原 山 公 園	脚折町四丁目 8
12	八 幡 児 童 公 園	脚折町一丁目 2 3
13	下 向 児 童 公 園	脚折町六丁目 1 1－6
14	雷 電 池 児 童 公 園	脚折町五丁目 2 2－1
15	自 転 車 保 管 場 所	脚折 1 5 1 3－2
16	西 少 年 サ ッ カ ー 場	高倉 6 1 2－1
17	鶴 ヶ 島 清 風 高 等 学 校	高倉 9 4 6－1
18	鶴 ヶ 島 中 学 校	脚折 1 8 6 8－5
19	鶴 ヶ 島 市 運 動 公 園	太田ヶ谷 2 0 1－8
20	高 倉 第 二 自 治 会 館	高倉 1 1 4 6－8
21	老 人 福 祉 セ ン タ ー	三ツ木 9 3 5－1
22	三 ツ 木 自 治 会 館	三ツ木 5 1 0－4
23	学 校 給 食 セ ン タ ー	太田ヶ谷 7 9
24	大 橋 児 童 公 園	南町二丁目 2－1
25	鶴 ヶ 島 農 村 セ ン タ ー	太田ヶ谷 7 4 0－1
26	旧 学 校 給 食 セ ン タ ー	藤金 5 7 4－1
27	鶴 ヶ 島 藤 の 台 団 地	藤金 1 3 5－1
28	星 和 公 園	脚折 1 3 9 8－3 0 9
29	共 栄 第 二 会 館	藤金 8 7 1－3
30	鶴 ヶ 島 南 近 隣 公 園	松ヶ丘五丁目 2 8
31	割 原 児 童 公 園	松ヶ丘二丁目 1 2
32	鶴 ヶ 島 商 工 会 館	鶴ヶ丘 8 5 5－1
33	鶴 ヶ 島 東 部 保 育 所	鶴ヶ丘 3 0 6－1

番号	名 称	所 在 地
34	藤 中 学 校	藤金 2 7 2 - 1
35	鶴ヶ島 文 化 会 館	鶴ヶ丘 2 8 - 4
36	ど ん ぐ り 公 園	鶴ヶ丘 3 7 6
37	上 広 谷 中 央 公 民 館	上広谷 6 0 3 - 1
38	上 広 谷 第 一 自 治 会 館	上広谷 9 6 - 1 6
39	上 広 谷 東 公 園	上広谷 1 - 5 5
40	東 市 民 セ ン タ ー	五味ヶ谷 2 0 2
41	富 士 見 ハ イ ツ 公 園	五味ヶ谷 5 4 1 - 2 3
42	富 士 見 南 児 童 公 園	富士見一丁目 1 3
43	富 士 見 西 児 童 公 園	富士見二丁目 8
44	富 士 見 緑 地	富士見三丁目、四丁目、六丁目地内
45	富 士 見 中 央 近 隣 公 園	富士見四丁目 1
46	富 士 見 東 児 童 公 園	富士見五丁目 1 2
47	旧 庁 舎	脚折 1 5 6 2 - 1
48	上 新 田 前 山 集 会 所	上新田 5 4 1 - 3
49	西 中 学 校	下新田 2 6 9 - 1
50	北 市 民 セ ン タ ー	脚折 2 1 7 1 - 1
51	脚 折 近 隣 公 園	脚折町二丁目 2 4
52	向 児 童 公 園	南町一丁目 1 9
53	鶴ヶ丘 西 公 園	鶴ヶ丘 1 1 6 - 1
54	上 広 谷 大 谷 川	上広谷 4 1 2 - 2
55	鶴ヶ島 市 役 所	三ツ木 1 6 - 1
56	旧若葉駅西口土地区画整理事務所	藤金 8 4 8 - 4
57	杉 下 小 学 校	五味ヶ谷 2 5 1
58	コープみらいコープデリ坂戸センター南	中新田 1 0 8

■様式 1 災害情報記録用紙

災害情報記録用紙

年		月		日		時		分		受信者			
相手方		TEL											
(内 容)													
1 場 所													
2 状 況													
3 要請事項													
(処理状況) 担当課_____ 担当者_____													

■様式2 本部長指令

本部長指令第 号

月 日 時 分			
発信者		受信者	
(内容)			
(報告内容)			

■様式3 警戒体制等配備の施行についての通知書

年 月 日

様

鶴ヶ島市長

警戒体制第 配備（非常体制第 配備）
の施行について（通知）

年 月 日 時 分、警戒体制第 配備（非常体制
第 配備）を施行したので通知します。

■様式 4 警戒体制等発令書

警戒体制第 配備（非常体制第 配備）発令書

警戒体制第 配備（非常体制第 配備）を発令したので、動員を受けた職員は、防災活動に全力を尽くされたい。

年 月 日 時 分発令

鶴ヶ島市長

■様式5 避難情報についての報告

年 月 日

様

鶴ヶ島市長

避難情報について（報告）

当市 地区に対し、 月 日 時 分、避難
情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）を発したので報告します。

■様式 6 高齢者等避難

高齢者等避難

() の水位が上昇し、
() 地区に浸水のおそれが出てきたので、高齢者等の住民は
() へ避難してください。

月 日 時 分

鶴ヶ島市長

■様式 7 避難指示

避難指示

() は、今後も一層の増水が予想され、
() 地区は危険な状態になったので、住民は
() へ避難してください。

月 日 時 分

鶴ヶ島市長

■様式 8 避難者名簿

避難者名簿

(避難所名：)

[illegible]

■様式 9 避難収容状況調

避難収容状況調

(避難所名：)

[illegible]

■様式10 避難所開設状況

避難所開設状況

発信者				受信者				月	日	時	分
避難所名							電 話				
開設日時	月 日 時 分						閉鎖日時	月 日 時 分			
担当者 (人)	所属	職	氏 名				備 考				
避難 状 況	地区名	世帯	人 数				備 考				
対 応	(食糧・毛布その他必要物品等の状況)										

■様式11 避難所状況報告

避難所状況報告

発信者		受信者		月	日	時	分
避難所名				電	話		
避難所の状況	地区名	世帯	人数	備考			
	(状況)						
担当者 人							
連絡指示事項							

避難所状況一覧

避難所名	電 話	責任者	開設日時	作成者 避難状況（地区名・人数等）			
				時 分	時 分	時 分	時 分

■様式13 食糧調達状況

■様式13 食糧調達状況

食糧調達状況

作成者

調達先 炊き出し実施 先	調 達 状 況							
	月 日 時		月 日 時		月 日 時		月 日 時	
	種類 数量	金額	種類 数量	金額	種類 数量	金額	種類 数量	金額

■様式14 輸送状況

輸送状況

作成者

[illegible]

■様式15 物品輸送引渡書

物品輸送引渡書

月 日 時 分

地区名 _____

輸送担当者 _____

物 品 名	数 量	備 考

物品受領書

月 日 時 分

地区名 _____

受領者 _____

物 品 名	数 量	備 考

■様式16 り災証明等申請書

様式第1号（第3条、第4条関係）

受付番号	第	号
------	---	---

年 月 日

り災証明等申請書

鶴ヶ島市長 様

申請者	住 所	_____
		(自署の場合、押印は不要)
	氏 名	_____ (印)
	電 話 ()	_____
代理人	現在の連絡先	住所 _____
		電話 _____
	住 所	_____
	氏 名	_____ (印)
	電 話 ()	_____
	申請者との関係	_____

り・被災場所	鶴ヶ島市
り・被災 住家等	☐ 住家（ ☐ 持家 ☐ 借家等） ☐ 非住家（ _____ ） ☐ その他（ _____ ）
申請者とり・被災 住家等の関係	☐ 居住者 ☐ 非居住者であり、当該家屋の所有者又は管理者
り・被災日時 及び 理由（原因）	年 月 日 時 _____
り・被災届出 内 容	_____
証明書必要数	☐ り災証明 _____ 通 ☐ 被災証明 _____ 通 ☐ 被災届出証明 _____ 通
備 考	・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ・現在の連絡先が変更になった場合は、市役所へご連絡ください。 ・代理人への委任状は裏面にあります。

被災届出証明書

上記のとおり、被災届出がなされたことを証明します。

年 月 日

鶴ヶ島市長



（裏面）
記入上の留意点

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄には、住所、氏名、電話番号、連絡先が異なる場合は現在の連絡先欄も記入してください。
代理人の場合は、下記の委任状を提出し、上記「申請者」欄及び「代理人」欄に住所、氏名、連絡先、申請者との関係を記入してください。
- 2 「り災場所」欄には、被害のあった建物の住所（アパートなどの建物名称等も含む。）を記入してください。
- 3 「り災住家等」欄には、住家（持家、借家等）及び非住家の該当する項目にポイントを記入し、非住家の場合は、具体的な物件等を記入してください。
- 4 「り災日時及び理由（原因）」欄には、り災又はり災したと思われる日時を記入するとともに、次の例示のように理由を記入してください。
例1 「平成〇〇年〇〇月〇〇日の台風〇〇号の豪雨による」
例2 「平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震による」
- 5 「り災届出内容」欄には、被災した内容をできる限り具体的に記入してください。
例1 「大雨による増水で〇〇地内が浸水し、床上浸水した」
例2 「地震により、〇〇階部分がつぶれ使用不能になった」
- 6 「証明書必要数」欄には、り災証明又はり災届出証明の必要通数を記入してください。

委 任 状

私は、（代理人の住所）

（代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名）

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 り災証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

（委任者の住所）

（委任者の氏名）

⑩

■様式17 り災証明書

受付番号	第	号
------	---	---

様式第2号（第4条関係）

り災証明書

申請者住所	
申請者氏名	

り災場所	鶴ヶ島市
り災住家等	
り災日時 及び 理由（原因）	年 月 日 時
被害の程度	
備 考	・この証明は、家屋に被害を受けたものに限られ、本市が確認できる被害の程度について証明するものです。 ・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鶴ヶ島市長



■様式18 被災証明書

受付番号	第	号
------	---	---

様式第3号（第4条関係）

被災証明書

申請者住所	
申請者氏名	

被災場所	鶴ヶ島市
住家等に附帯する工作物等	
被災日時 及び 理由（原因）	年 月 日 時
被害の程度	損 壊
備 考	・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鶴ヶ島市長



■様式19 建物被害認定再調査申請書

様式第4号（第6条関係）

建物被害認定再調査申請書

年 月 日

鶴ヶ島市長 様

申 請 者	住 所			
	氏 名	⑩	電話番号（ —	）
代 理 人	住 所			
	氏 名	⑩	電話番号（ —	申請者との関係
再調査理由				
再調査理由と なる被害箇所	外壁：			
	屋根：			
	柱（又は耐力壁）：			
	天井：			
	内壁：			
	建具：			
	床（階段含）：			
	設備：			
	基礎：			
	添付資料：			

（留意事項）

- 1 この申請書を提出の際は、お持ちの全ての「り災証明書」を添付してください。
- 2 自署の場合、印鑑は不要です。
- 3 代理人への委任状は裏面にあります。

委 任 状

私は、(代理人の住所)

(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 建物被害認定再調査申請書の申請に関する権限を委任します。

年 月 日

(委任者の住所)

(委任者の氏名)

⑨

■様式20 義援品受領書・義援金領収書

義 援 品 受 領 書
義 援 金 領 収 書

受付番号

金額 _____ 円

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領・領収いたしました。

ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

住所

氏名 様

鶴ヶ島市長



鶴ヶ島市会計管理者



■様式21 遺体処理票

遺 体 処 理 票

処理番号	第 号	取扱日時 取扱者	年 月 日 午前・午後 時 分 収容所 取扱者 保管所	
被 保 管 者			処 理 顛 末	
住 所	氏 名 性別年齢 男・女 推定 歳		送付月日	年 月 日 火葬場 墓 地
死亡日時			年 月 日	埋 火 葬 年 月 日 火 葬 埋 葬
死亡場所			埋葬位置	区 側 番
発見場所	年 月 日		遺 留 品	年 月 日
保管日時			送付月日	保管所へ送付
遺 留 品	身長 cm		遺 骨	年 月 日
容 姿			送付月日	保管所へ送付
そ の 他 着 衣			引渡月日	年 月 日
			受 取 者	(住所) (氏名)
摘 要			摘 要	

■様式22 遺体遺留品処理票

遺体遺留品処理票

処理番号	第 号	取 扱 日 時 取 扱 者	年 月 日 午前・午後 時 分 収容所 取扱者 保管所			
被 保 管 者			遺 留 品			
住 所			立 会 者			
氏 名			氏 名			
整理月日	年 月 日		品 名	数 量	品 名	数 量
	保管所へ送付					
引渡月日	年 月 日					
受 取 人	(住所) (氏名) 印					
保 管	年 月 日					
替 処 分	保管所へ					
月 日	年 月 日					
摘 要			摘 要			

■自衛隊に対する要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊に対するもの	第1師団長 第32普通科連隊長気付	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目 40番地7 自衛隊
	大宮駐屯地司令	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目 40番地7 自衛隊
	朝霞駐屯地司令	東京都練馬区大泉学園町
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地
	第4術科学学校長	埼玉県熊谷市大字拾六間839

■緊急の場合の連絡先（自衛隊）

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電 話 番 号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮）	第3科長又は運用訓練幹部B	部隊当直司令	048-663-4241 内 線435・437 時間外402
陸上自衛隊 第1施設団（朝霞）	第3科長 又は警備幹部	駐屯地当直司令	048-460-1711 内 線3236 時間外4302・4402
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部（入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚	04-2953-6131 内 線2233・2330 時間外2204・2209
航空自衛隊 第4術科学学校（熊谷）	総務課長	基地当直幹部	048-532-3554 内 線208・207・308 時間外225・507

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

鶴ヶ島市長

自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他、参考となるべき事項

■様式24 自衛隊災害派遣撤収要請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

様

鶴ヶ島市長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当市 地区の避難救助活動のため、 年
月 日付け 第 号をもって自衛隊の派遣を要請しましたが、避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収方要請します。

記

撤収要請日 年 月 日 時 分

■県災害対策本部運営要領 様式第 1 号 発生速報

発 生 速 報

市町村

日 時 分受信		発信者		受信者	
1 被害発生					
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する 措 置					
5 その他必要 事 項					

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

経過速報

市町村

				発信者				受信者								
災害の種別						発生地域										
被害日時		自 月 日				至 月 日										
報告区分																
区 分		被 害		区 分		被 害										
人的被害	死者	人			田畑被害	田	流出・埋没	ha								
	行方不明者	人				冠	水	ha								
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha								
		軽傷	人				冠	水	ha							
住家被害	全壊(焼) (流失)		棟			被害道路	決壊	箇所								
			世帯				冠水	箇所								
			人				文教施設	箇所								
	半壊(焼)		棟				その他被害	病院	箇所							
			世帯					橋りょう	箇所							
			人					河川	箇所							
	一部破損		棟					その他被害	砂防	箇所						
			世帯						清掃施設	箇所						
			人						崖くずれ	箇所						
	床上浸水		棟						その他被害	鉄道不通	箇所					
			世帯							被害船舶	隻					
			人							水道	戸					
	床下浸水		棟							その他被害	電話	回線				
			世帯								電気	戸				
			人								ガス	戸				
	非住家被害	建公物共	全壊(焼)	棟							火災発生	り	災害世帯数	世帯		
半壊(焼)			棟			り						災害者数	人			
その他		全壊(焼)	棟			火災発生						建	物	件		
		半焼(焼)	棟									危険物	件			
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令の状況 市町村数 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容(使用した機材を含む)																

■災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

最終改正：令和3年8月10日告示第932号

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与機関は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失、又 は毀損し、直ちに日常生 活を営むことが困難な 者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10 月～3月）の季別は災害発生 の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生 の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加 算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療のみちを失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破 損した医療器具の修繕費等 の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生 の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上		
助 産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者（出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要 する状態にある者）	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の 額				分べんし た日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上		
被災者の救 出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明の状態に ある者	当該地域における通常の実費				災害発生 の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の搜索」として取 り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上		
被災した住 宅の応急修 理	1 住家が半壊（焼）若 しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、 自らの資力により応 急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊（焼） した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要な最小限度の部分 1 世 帯当たりの限度額 ①大規模半壊又は半壊若しく は半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた世 帯 300,000円以内				災害発生 の日から 1 ヶ月以 内			
学用品の給 与	住家の全壊（焼）流失半 壊（焼）又は床上浸水に より学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童及び中学 校義務教育学校生徒及 び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円				災害発生 の日から 教科書 1 ヶ月以 内 文房具及 び通学用 品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給す る。		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生 の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生 の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生 の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 21,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,600円以内 土木技術、建築技術者 15,200円以内 救命救急士 14,700円以内 大工 25,600円以内 左官 26,800円以内 とび職 27,300円以内	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

埼玉県下消防相互応援協定

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 相互応援（第5条～第10条）
- 第3章 連絡会議（第11条～第12条）
- 第4章 経費負担（第13条）
- 第5章 雑則（第14条～第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（報告及び連絡調整）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- （1）その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- （3）その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前条に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別
 - （2）災害発生場所及び被害の状況
 - （3）要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
 - （4）その他必要な事項
- ##### （応援隊等の派遣）

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場

合のほか応援するものとする。

- 2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

- 第7条** 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第8条** 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第9条** 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

- 第10条** 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

- 第11条** 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

- 第12条** 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第4章 経費負担

(経費負担)

- 第13条** この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

- 第14条** この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。）が協議して定めるものとする。

(疑義)

- 第15条** この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第 16 条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上、各 1 通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成 19 年 7 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書（昭和 60 年 4 月 1 日締結）は廃止する。

川口市
市長 岡村 幸四郎

さいたま市
市長 相川 宗一

蕨市
市長 頼高 英雄

鳩ヶ谷市
市長 木下 達則

上尾市
市長 新井 弘治

戸田市
市長 神保 国男

関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における 消防相互応援協定書

第1条 関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）における消防相互応援は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び関越自動車道埼玉県消防連絡協議会（以下「協議会」という。）規約第1条を基本とし、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急救助事故等の災害発生の際、協議会会員消防（局）本部の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 消防業務分担区域は次のとおりとする。

- (1) 関越自動車道の新座料金所から藤岡ジャンクション間における、協議会会員消防（局）本部の消防業務分担区域（以下「分担区域」という。）は、別表1-1のとおりとする。
- (2) 圏央道の青梅インターから五霞インター間における、協議会会員消防（局）本部の分担区域は、別表1-2のとおりとする。

第4条 消防相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 救急救助出場

ア 担当する分担区域（以下「担当分担区域」という。）に発生した救急救助事故を受報又は覚知した場合は、担当分担区域に出場するものとする。

イ 分担区域を担当する消防（局）本部の消防（局）長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊又は救助隊若しくは消防隊が出場するものとする。

ウ 応援出場は、別表2-1、2の応援隊出場体制表を基準とし、事故の規模に応じて、他の消防（局）本部の応援を求めることができるものとする。

(2) 火災出場

担当分担区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当分担区域に出場するものとし、応援を要請する場合は前号イ及びウに準じるものとする。

ただし、火災原因調査については管轄消防（局）本部が行うため、分担区域を担当する消防（局）本部は管轄消防（局）本部に出場を要請するものとする。

(3) 特別応援

分担区域において、大規模な火災又は交通事故等が発生し応援を必要とする場合は、前2号にかかわらず分担区域を担当する消防（局）本部の消防（局）長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊等については、その都度応援側において決定するものとする。

第5条 応援出場隊は、すべて現場の分担区域を担当する消防（局）本部の最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）の指揮に従うものとする。

第6条 応援出場隊の長は、消防活動について速やかに最高指揮者に報告するものとする。

第7条 消防相互応援を求める場合の連絡先は、別表3のとおりとする。

第8条 応援に要する経費は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次により負担するものとする。

- (1) 応援のために要した経常経費は、応援側の負担とする。ただし消防用資機材等で分担区域を担当する消防（局）本部の要請により調達し、又は立て替えしたものについては、

分担区域を担当する消防（局）本部が現物により又はその経費を負担する。

(2) 応援側の消防隊等が長時間にわたり活動し、燃料、消防用資機材等の補給、給食等を必要とする場合は、分担区域を担当する消防（局）本部が現物により又はその経費を負担するものとする。

(3) 応援側の消防職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、死亡又は廃疾となった場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援側の負担とする。

(4) 応援側の消防職員等が応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合は、被応援側がその賠償の責めに任ずる。ただし、当該消防職員等に重大なる過失があった場合又は災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

2 前項に定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定するものとする。

第9条 この協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度協議の上決定し、相互の円滑なる運用を図るものとする。

附 則

この協定は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この協定は平成19年2月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成21年4月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成22年6月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成25年4月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成29年4月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成30年6月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は令和3年3月28日から施行する。

(協定の一部改正)

消防業務分担区域【関越自動車道】

消防（局）本部名	担 当 分 担 区 域
埼 玉 県 南 西 部	所沢インターから新座料金所までの上り線
埼 玉 西 部	所沢インターから川越インターまでの下り線（三芳パーキングエリアを除く）
入 間 東 部 地 区	上り三芳パーキングエリア及び下り三芳パーキングエリア
川 越 地 区	川越インターから鶴ヶ島ジャンクションまでの下り線及び川越インターから所沢インターまでの上り線（三芳パーキングエリアを除く）
坂 戸 ・ 鶴 ヶ 島	鶴ヶ島ジャンクションから東松山インターまでの下り線及び坂戸西スマートインターから川越インターまでの上り線
比 企 広 域	東松山インターから花園インターまでの下り線及び嵐山小川インターから坂戸西スマートインターまでの上り線
深 谷 市	花園インターから本庄児玉インターまでの下り線及び寄居スマートインターから嵐山小川インターまでの上り線
児 玉 郡 市	本庄児玉インターから藤岡ジャンクションまでの下り線及び上里スマートインターから寄居スマートインターまでの上り線

備 考

- 1 担当分担区域における各区域の終点となるインターは、本線と合流する地点までをいう。
 - 2 関越道と圏央道が交差する鶴ヶ島ジャンクションのランプ部分は、川越地区、坂戸・鶴ヶ島の消防応援協定に基づくものとする。
- ※ 別紙（鶴ヶ島 J C T 詳細図）参照。
- 3 三芳パーキングエリアを除く各サービスエリア、パーキングエリアは、本線上に含まれるものとする。

消防業務分担区域【圏央道】

消防（局）本部名	担 当 分 担 区 域
川 越 地 区	川島インターから坂戸インターまでの内回り線及び 川島インターから桶川北本インターまでの外回り線
坂 戸 ・ 鶴 ケ 島	圏央鶴ヶ島インターから川島インターまでの外回り線及び 坂戸インターから狭山日高インターまでの内回り線
埼 玉 西 部	入間インターから県央鶴ヶ島インターまでの外回り線及び 狭山日高インターから青梅インターまでの内回り線
埼 玉 県 央 広 域	桶川加納インターから川島インターまでの内回り線及び 桶川北本インターから白岡菖蒲インターまでの外回り線
埼 玉 東 部	幸手インターから桶川加納インターまでの内回り線及び 白岡菖蒲インターから五霞インターまでの外回り線

備 考

- 1 担当分担区域における各区域の終点となるインターは、本線と合流する地点までをいう。
 - 2 関越道と圏央道が交差する鶴ヶ島ジャンクションのランプ部分は、川越地区、坂戸・鶴ヶ島の消防応援協定に基づくものとする。
- ※ 別紙（鶴ヶ島 J C T 詳細図）参照。
- 3 パーキングエリアは、本線上に含まれるものとする。

応援隊出場体制表【関越自動車道】

1 下り線

所沢 — 川越	川越 — 鶴ヶ島 J C T
分担区域隊 埼玉西部	分担区域隊 川越地区
第 1 応援隊 埼玉県南西部 入間東部地区 川越地区	第 1 応援隊 埼玉西部 坂戸・鶴ヶ島 入間東部地区
第 2 応援隊 坂戸・鶴ヶ島 比企広域	第 2 応援隊 比企広域 埼玉県南西部
鶴ヶ島 J C T — 鶴ヶ島	鶴ヶ島 — 東松山
分担区域隊 坂戸・鶴ヶ島	分担区域隊 坂戸・鶴ヶ島
第 1 応援隊 川越地区 埼玉西部 入間東部地区	第 1 応援隊 川越地区 埼玉西部 比企広域
第 2 応援隊 比企広域 埼玉県南西部	第 2 応援隊 埼玉県央広域 埼玉県南西部
東松山 — 花園	花園 — 本庄児玉
分担区域隊 比企広域	分担区域隊 深谷市
第 1 応援隊 坂戸・鶴ヶ島 深谷市 川越地区	第 1 応援隊 比企広域 児玉郡市 坂戸・鶴ヶ島
第 2 応援隊 児玉郡市 埼玉西部	第 2 応援隊 川越地区 埼玉西部
本庄 — 藤岡 J C T	
分担区域隊 児玉郡市	
第 1 応援隊 深谷市 比企広域 坂戸・鶴ヶ島	
第 2 応援隊 川越地区 埼玉西部	

2 上り線

上里 S I — 寄居 S I	寄居 S I — 嵐山小川
分担区域隊 児玉郡市	分担区域隊 深谷市
第 1 応援隊 深谷市 比企広域 坂戸・鶴ヶ島	第 1 応援隊 比企広域 児玉郡市 坂戸・鶴ヶ島
第 2 応援隊 川越地区 埼玉西部	第 2 応援隊 川越地区 埼玉西部
嵐山小川 — 坂戸西 S I	坂戸西 S I — 川越
分担区域隊 比企広域	分担区域隊 坂戸・鶴ヶ島
第 1 応援隊 坂戸・鶴ヶ島 深谷市 児玉郡市	第 1 応援隊 川越地区 比企広域 埼玉西部
第 2 応援隊 川越地区 埼玉西部	第 2 応援隊 埼玉県央広域 入間東部地区
川越 — 所沢	所沢 — 新座料金所
分担区域隊 川越地区	分担区域隊 埼玉県南西部
第 1 応援隊 埼玉西部 入間東部地区 坂戸・鶴ヶ島	第 1 応援隊 埼玉西部 入間東部地区 川越地区
第 2 応援隊 埼玉県南西部 比企広域	第 2 応援隊 坂戸・鶴ヶ島 比企広域

応援隊出場体制表【圏央道】

1 内回り

幸手 — 桶川加納	桶川加納 — 川島
分担区域隊 埼玉東部	分担区域隊 埼玉県央広域
第 1 応援隊 埼玉県央広域 川越地区 坂戸・鶴ヶ島	第 1 応援隊 埼玉東部 川越地区 坂戸・鶴ヶ島
第 2 応援隊 比企広域 埼玉西部	第 2 応援隊 比企広域 埼玉西部
川島 — 坂戸	坂戸 — 狭山日高
分担区域隊 川越地区	分担区域隊 坂戸・鶴ヶ島
第 1 応援隊 坂戸・鶴ヶ島 埼玉県央広域 埼玉東部	第 1 応援隊 川越地区 埼玉西部 埼玉県央広域
第 2 応援隊 比企広域 埼玉西部	第 2 応援隊 比企広域 入間東部地区
狭山日高 — 青梅	
分担区域隊 埼玉西部	
第 1 応援隊 坂戸・鶴ヶ島 川越地区 比企広域	
第 2 応援隊 埼玉県央広域 入間東部地区	

2 外回り

入間 — 県央鶴ヶ島	県央鶴ヶ島 — 川島
分担区域隊 埼玉西部	分担区域隊 坂戸・鶴ヶ島
第1応援隊 坂戸・鶴ヶ島 川越地区 比企広域	第1応援隊 埼玉西部 川越地区 比企広域
第2応援隊 入間東部地区 埼玉県央広域	第2応援隊 入間東部地区 埼玉県央広域
川島 — 桶川北本	桶川北本 — 白岡菖蒲
分担区域隊 川越地区	分担区域隊 埼玉県央広域
第1応援隊 埼玉県央広域 坂戸・鶴ヶ島 埼玉東部	第1応援隊 埼玉東部 川越地区 坂戸・鶴ヶ島
第2応援隊 比企広域 入間東部地区	第2応援隊 比企広域 埼玉西部
白岡菖蒲 — 五霞	
分担区域隊 埼玉東部	
第1応援隊 埼玉県央広域 川越地区 坂戸・鶴ヶ島	
第2応援隊 比企広域 埼玉西部	

3 鶴ヶ島 J C T (ランプ部分)

関越道下り線入口 — 圏央道	関越道上り線入口 — 関越道全線出口 圏央道全線入口 — 圏央道全線出口
D.Hランプ (Bランプからの合流地点まで)	A. B. C. E. F. Gランプ
分担区域隊 川越地区	分担区域隊 坂戸・鶴ヶ島
第1応援隊 埼玉西部 坂戸・鶴ヶ島 埼玉県南西部	第1応援隊 川越地区 埼玉西部 比企広域
第2応援隊 入間東部地区 比企広域	第2応援隊 埼玉県南西部 入間東部地区

備考：鶴ヶ島 J C T ランプ部分の出場については、川越地区と坂戸・鶴ヶ島の消防応援協定に基づくもの。(別紙の鶴ヶ島 J C T 詳細図を参照)

別表 3（第 7 条関係）

関越自動車道埼玉県消防連絡協議会連絡網（災害対応用）

消防関係機関等	専用電話番号	一般加入電話番号
埼玉県南西部消防本部	3 0 5 7	048(460)0123
埼玉西部消防局	2 4 1 6	04(2929)9119
入間東部地区消防組合消防本部		049(261)6031
川越地区消防局	2 5 7 7	049(222)0700
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	2 5 5 7	049(281)3495
比企広域消防本部	2 5 9 7	0493(23)2266
深谷市消防本部	2 0 4 8	048(571)0119
児玉郡市広域消防本部	2 0 3 8	0495(24)1119
埼玉県央広域消防本部	2 0 3 7	048(597)3710
埼玉東部消防組合消防局	7 7 4 7	0480(21)0119
埼玉県危機管理防災部 消防課		048(830)8171 休日・夜048(830)8111
東日本高速道路株式会社 所沢管理事務所	2 4 3 8	04(2944)4112
東日本高速道路株式会社 高崎管理事務所		027(353)0212
東日本高速道路株式会社 加須管理事務所	7 6 2 7	048(061)2224
埼玉県警高速隊所沢分駐隊 （担当区域・練馬～鶴ヶ島JCT）	2 4 1 8	04(2944)3740
埼玉県警高速隊花園分駐隊 （担当区域・鶴ヶ島JCT以北）	2 0 4 7	048(584)1099
埼玉県警高速隊桶川分駐隊 （担当区域・青梅～茨城県境）	2 8 7 3	048(729)1283
道路管制センター	6 1 2 5	048(758)4065
埼玉県防災航空隊		049(297)7810

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、構成消防（局）本部が記名押印のうえ、それぞれその 1 通を所持する。

令和 3 年 3 月 28 日

朝霞地区一部事務組合
管理者 富岡 勝則

埼玉西部消防組合
管理者 藤本 正人

入間東部地区事務組合
管理者 星野 光弘

川越地区消防組合
管理者 川合 善明

坂戸・鶴ヶ島消防組合
管理者 石川 清

比企広域市町村圏組合
管理者 森田 光一

深谷市
市長 小島 進

児玉郡市広域市町村圏組合
管理者 吉田 信解

埼玉県央広域事務組合
管理者 原口 和久

埼玉県東部消防組合
管理者 大橋 良一

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれの一通を所持する。

平成3年3月29日

(以下省略)

埼玉県特別機動援助隊設置要綱

目 次

- 第1章 総 則（第1条～第4条）
- 第2章 出動及び指揮（第5条～第6条）
- 第3章 その他（第7条～第10条）
- 付 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県知事（以下「知事」という。）の指示又は要請に基づき埼玉県特別機動援助隊（以下「特別機動援助隊」という。）が速やかに出動し、機動的な援助活動を行うために、その編成、任務、出動等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）埼玉SMART

特別機動援助隊の愛称を埼玉SMART（Special Mobile Assistance Rescue Team の頭文字をとったもの）とする。

（2）埼玉県下消防相互応援隊

埼玉県下消防相互応援協定（平成19年7月1日）第6条に基づく応援隊をいう。

（3）防災航空隊

埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第1号）第50条の7の規定により、防災航空センターに置かれる防災航空隊をいう。

（4）埼玉DMAT

埼玉DMAT設置運営要綱（平成18年6月14日保健医療部長決裁）第2（1）に基づき知事が指定した災害拠点病院の職員で編成される、災害派遣医療チームをいう。

（5）代表消防機関

埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準（平成18年9月26日施行。以下「県下応援運用基準」という。）第3条第4項の規定に定める代表消防機関をいう。

（6）幹事消防本部

県下応援運用基準第3条第5項の規定に定める幹事消防本部をいう。

（特別機動援助隊の編成及び出動）

第3条 特別機動援助隊は、埼玉県下消防相互応援隊、防災航空隊、埼玉DMATにより編成する。

2 知事は、必要があるときは、特別機動援助隊を編成する機関に対して、出動を指示又は要請することができる。

（1）埼玉県下消防相互応援隊については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条及び埼玉県下消防相互応援協定の規定に基づいて出動を指示し、その活動に関しては、埼玉県下消防相互応援協定の規定を準用する。

(2) 防災航空隊については、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成22年12月4日埼玉県条例第53号）の規定に基づいて出動を指示し、その活動に関しては、同規定を準用する。

(3) 埼玉DMATについては、埼玉DMAT設置運営要綱の規定に基づいて出動を要請し、その活動に関しては、同規定を準用する。

（特別機動援助隊の任務）

第4条 特別機動援助隊は、埼玉県内における建物倒壊や列車事故等の局地的かつ多数の負傷者の発生が見込まれる災害に際し、埼玉県下消防相互応援隊、防災航空隊及び埼玉DMATが相互に連携して、傷病者の救助及び医療の援助活動を行うことを任務とする。

第2章 会議等

（運用協議会等）

第5条 特別機動援助隊の効率的な運用を図るため、次の会議を設置するものとする。

(1) 埼玉県特別機動援助隊運用協議会（以下「運用協議会」という。）

(2) 埼玉県特別機動援助隊作業部会（以下「作業部会」という。）

2 会議の構成は、次のとおりとする。

会議	構成	議長
運用協議会	別表1のとおり	埼玉県危機管理防災部消防課長
作業部会	別表2のとおり	埼玉県危機管理防災部消防課 副課長

3 会議は、議長が招集する。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 運用協議会に副議長を置き、副議長は議長の指名により任命する。

（所掌事務）

第6条 運用協議会は次の事項について協議、検討又は情報交換を行う。作業部会は、運用協議会に準じて行うものとする。

(1) 特別機動援助隊の訓練及び研修に関すること。

(2) 特別機動援助隊の活動に必要な事項に関すること。

第3章 その他

（訓練及び研修）

第7条 知事は、第1条の目的を達成するため、合同訓練及び研修を実施する。

（資機材の無償貸与）

第8条 知事は、特別機動援助隊を編成する各機関に対し、活動上必要な資機材を無償貸与できる。

（庶務）

第9条 特別機動援助隊の庶務は、埼玉県危機管理防災部消防課（以下「消防課」という。）において処理する。

2 消防課は、特別機動援助隊の活動が必要と想定される災害の発生を知り得た場合は、直ちに埼玉県防災航空センター及び埼玉県保健医療部医療整備課に通知し、情報の共有を図るものとする。

(その他)

第10条 その他、特別機動援助隊に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、幹事消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等の要請の手続等)

第3 緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防本部及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。

3 被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1－2により速やかに行うものとする。

4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

5 知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

6 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生し、災害の状況及び県内消防応援隊の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

(1) 埼玉県内で震度6強以上の揺れを観測した場合

(2) NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生した場合

(3) その他甚大な被害が見込まれる大規模な災害が発生した場合(大規模火災、航空機 事故、鉄道事故、土砂災害等)

7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

8 知事は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

9 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-1により速やかに行うものとする。

10 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して埼玉県防災行政無線の一斉FAXにて通知するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-2を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式1を通信書として要請要綱別記様式3-3を添付し、被災地を管轄する消防本部及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第5 埼玉県内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第30条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

2 知事は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等の要請時の連絡先は、別表第2-1、別表第2-2、別表第2-3及び別表第2-4までのとおりとする。

(2) 埼玉県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関に対して連絡し、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に

対して連絡するものとする。ただし、埼玉県防災行政無線等による一斉 F A X の連絡手段が適当な場合はこの限りではない。

- (3) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線 F A X（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて様式 1 を通信書とする。ただし、有線断絶時には主運用波、埼玉県防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第 3 章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第 7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が 2 以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

なお、被災地が 1 の場合であっても、警察、自衛隊、DMAT 等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、埼玉県危機管理防災センター 2 階第 2 オペレーションルームに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員
- (2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
- (3) 被災地消防本部の職員
- (4) 防災航空隊の職員

6 調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。

8 調整本部は、埼玉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、DMAT 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

9 埼玉県は、別表第 3 に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、別紙第 2－1、別紙第 2－2、別紙第 2－3 及び別紙第 2－4 を活用し、運

用するものとする。

- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 15 調整本部は、被災地消防本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合や、当該調整本部が緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）とその任務に係る調整を行うものとする。

（消防早期調整本部の設置）

- 第8 知事は、次のいずれかに該当する災害が発生するおそれの段階で、被害発生前から早期に準備対応の体制を整えるため、消防早期調整本部を設置することができるものとする。
- (1) 台風及び大雨等を要因とする特別警報が発令され、知事が必要と判断した場合
 - (2) その他、県と代表消防機関の協議により必要と判断した場合
- 2 消防早期調整本部は、埼玉県危機管理防災センター2階第2オペレーションルームに設置するものとする。
- 3 消防早期調整本部の本部長は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 消防早期調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部消防課長をもって充てるものとする。
- 5 消防早期調整本部の構成メンバーは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 埼玉県危機管理防災部消防課の職員
 - (2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）
- 6 消防早期調整本部は、「埼玉県消防早期調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、消防早期調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。
- 8 消防早期調整本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 災害対応活動上把握しておく必要がある情報の収集に関すること。
 - (2) 県内消防力の掌握及び各消防本部との情報共有に関すること。
 - (3) 県内の応援要請や緊急消防援助隊の要請にかかる調整に関すること。
- 9 消防早期調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 10 消防早期調整本部は、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊を要請した場合、第7の調整本部に移行するものとする。

（指揮本部の設置）

- 第9 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援

助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害情報(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。)の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関(代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行)に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第11 埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4-1のとおりとする。

- 2 埼玉県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用無線機周波数のチャンネルは、別表第4-2のとおりとする。
- 3 消防救急デジタル無線の共通波の整備状況は、別表第4-3のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第12 調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。

なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、被災地消防本部、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部並びに別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。ただし、被災状況により派遣出来ない場合はこの限りではない。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊等（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(任務付与)

第13 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第14 知事は、災対本部等において、自衛隊、警察、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第15 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)

第17 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
- 3 調整本部は、決定した宿営場所について、被災地消防本部及び別表第9の宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 4 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第18 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

第20 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

- 2 調整本部長は、必要に応じ、長官に対して重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(増隊要請)

第22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-1により長官に対して増隊の要請を行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員、装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、要請要綱別記様式1-2により知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

(部隊移動)

第23 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第24 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

3 知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により部隊移動の連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により埼玉県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第25 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、県内消防本部の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び部隊移動先の市町村長に対し、要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。

6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第26 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第27 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援本部長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。

なお、書面による通知は、要請要綱別記様式４－１により速やかに行うものとする。

- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

第28 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（地理情報）

第29 知事及び各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

（災害時の体制整備）

第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第31 各消防本部の消防長は、当該消防本部の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空部隊の受援計画）

第32 航空隊受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

(首都直下地震が発生した場合の受援計画)

第33 本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

(訓練等の実施)

第34 埼玉県は、原則年1回、埼玉県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

(その他)

第35 その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附 則

この計画は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年7月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年2月1日から施行する。

※ 応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第		報	
〇〇	年	月	日

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
出動を希望する区域・活動内容	
災 害 の 状 況	
	原子力施設等 被害
	石油コンビナート等 被害

・必要な応援都道府県大隊 ※ 必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊	
指揮隊	後方支援小隊
消火小隊	通信支援小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊
特殊災害小隊	遠距離大量送水小隊
	消防活動二輪小隊
	震災対応特殊車両小隊
	水難救助小隊
	その他()
その他参考となるべき事項(必要資機材等)	

・必要な応援部隊 ※ 必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項(必要資機材等)		

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

部隊移動に関する意見(回答)

〇〇 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法第39条の規定に基づく埼玉県下消防相互応援協定（平成19年7月1日施行）及び埼玉県特別機動援助隊設置要綱（平成18年7月19日施行）並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条及び埼玉県緊急消防援助隊受援計画（平成27年7月3日消第631—1号）第29条により、緊急消防援助隊等の応援等を受ける場合の受援計画について必要な事項を定め、緊急消防援助隊等が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。
- 3 代表消防機関代行及び地域代表消防機関は、川口市消防局、埼玉西部消防局、熊谷市消防本部及び春日部市消防本部（以下「幹事消防本部」という。）とする。
- 4 前項までに定めるもののほか、用語については別紙第1のとおりとする。

第2章 応援要請

第1節 埼玉県下消防相互応援部隊

(応援要請の手続き)

第3 埼玉県下消防相互応援の応援要請は、別紙第2のとおり行うものとする。

- 2 消防長は、災害規模及び被害状況等を考慮して、坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、管内被災地の市長へ被害状況を報告し、第2ブロック幹事消防本部に対して、埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準（以下「運用基準」という。）様式第1号（第9条関係）により埼玉県下消防相互応援部隊の応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請から応援部隊出動に至るまでの一連のフローは、運用基準別表第4（第18条関係）のとおりとする。
- 4 指揮体制のフローは、運用基準別表第5（第21条関係）のとおりとする。

(受入に係る情報提供)

第4 運用基準第19条に基づく、応援部隊の指揮支援隊長及びブロック指揮隊長への情報提供は、次による。

- (1) 活動を要する場所又は区域
- (2) 災害の状況及び人的・物的被害の状況
- (3) 道路等の通行障害状況
- (4) 消防水利、燃料補給場所及びヘリコプター離着陸場等の情報
- (5) その他必要な事項

第2節 埼玉県特別機動援助隊

(応援要請の手続き)

第5 埼玉県特別機動援助隊の応援要請は、別紙3—1のとおり行うものとする。

2 埼玉県知事（以下「知事」という。）は、災害発生の市の長から要請があった場合には、代表消防機関の長と協議し、特別機動援助隊の出動を決定する。

3 知事は、特別機動援助隊の出動を決定したときは、次の各号に定める事項を明らかにして機動援助隊を有する市町村の長に必要な指示をする。この場合、機動援助隊を有する市町村の長に対する指示は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条の規定を根拠とする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 被害の状況
- (4) その他必要な事項

4 前項の規定による指示を受けた機動援助隊を有する市町村の長は、速やかに機動援助隊を出動させる。

5 消防長は被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMA T指定病院の長に対して埼玉DMA Tの出場要請を別紙3—2のとおり行うものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して様式第6号により報告するものとする。

第3節 緊急消防援助隊

第1款 応援等の要請

(警防本部の設置)

第6 消防長は、災害規模や被害状況、当該市を管轄する坂戸・鶴ヶ島消防組合及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、坂戸・鶴ヶ島消防組合警防業務に関する規則（平成14年4月25日規則第2号。以下「警防規則」という。）第5条に基づき、消防本部に「警防本部」を設置するものとする。

2 警防本部は、消防本部警防課内の災害対策連絡室に設置するものとする。ただし、状況に応じて連絡調整に最も適する場所に設置できるものとする。

3 警防本部の本部長（以下「警防本部長」という。）は、消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

4 警防本部の本部員は、災害対策構成員の職員で構成する。

なお、被害状況により災害対策構成員の参集が困難の場合は、警防本部長の判断により代理などにより、柔軟に対応することができる。

(応援要請の手続き)

第7 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第4のとおり行うものとする。

2 被災地の市長は、災害規模や被害状況等から大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時無線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通

信を行える手段を含む。以下同じ。)により連絡するものとする。

- 3 被災地の市長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他参考となるべき事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1－2により速やかに行うものとする。

- 4 被災地の市長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

- 5 知事は、被災地の市長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害規模、被害状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちにを行うものとする。

- 6 知事は、被災地の市長から応援等が必要であるとの連絡がなく、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちにを行うものとする。

- 7 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他参考となるべき事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

- 8 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

- 9 消防長は、長官から要請要綱別記様式3－2により緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた場合、また、要請要綱別記様式3－3により緊急消防援助隊の出動隊数通知を受けた場合は、速やかに代表消防機関及び地域代表消防機関に電話により連絡をする。

（連絡体制）

- 第8 応援等要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関連絡先は、別表第1－1から別表第1－4のとおりとする。
- (2) 緊急消防援助隊等の受援に係る連絡方法は、原則として電話又はFAX等（埼玉県緊急消防援助隊受援計画様式1を通信書とする。）によるものとする。ただし、電話又はFAX等断絶時には都道府県の主運用波、防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2款 受援体制

（関係機関への派遣）

- 第9 警防本部長は、知事が法第44条の2の規定に基づく埼玉県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置した時は、可能な範囲で調整本部員として坂戸消防署副署長の職にある者を派遣するものとする。

なお、被害状況により調整本部に派遣することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- 2 警防本部長は、被害が発生している構成市の災害対策本部に予防課副課長あるいは、警防課副課長の職にある者を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

（受援対応）

- 第10 緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確

な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとし、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

- 2 警防本部長は、緊急消防援助隊の受入体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

第3款 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

- 第11 指揮体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警防本部長は、警防本部全体の事務を指揮総括するものとし、状況に応じ現場本部を設置するものとする。
 - ア 現場本部の指揮は、署長又は現場最高指揮者が行う。
 - イ 警防本部の編成及び任務については、警防規則を準用するものとし、災害状況に応じて応援部隊から警防本部要員の派遣を要請するものとする。
 - ウ 緊急消防援助隊の指揮系統は、要請要綱によるものとし、警防本部長の指揮の下に活動するものとする。
 - エ 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。
- (2) 警防本部は、次の業務を行う。
 - ア 指揮体制の確立
 - イ 災害の状況把握（種別・範囲）
 - ウ 人的・物的被害の状況把握
 - エ 気象、地形及び市内の状況把握
 - オ 道路交通状況把握
 - カ 警防活動の総括
 - キ 無線通信体制
 - ク 部隊編成計画
 - ケ 応援要請、調整本部、その他関係機関との連絡調整
 - コ 各県隊等の活動指示
 - サ 受入ルート、到達ポイント及びヘリコプターの場外離着場等の設定
 - シ 食糧及び燃料の確保
 - ス 野営又は宿泊場所の確保
 - セ 救急指揮所・救急出動時道路案内職員の配置
 - ソ 警防本部の運営チェックリストの確認（別紙第5）
- (3) 警防本部に係る資機材は、別表第2のとおりとする。

（通信運用体制）

- 第12 無線運用を円滑に行うため、無線種別及び無線運用体制については、別表第3を参考に次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急消防援助隊が被災地で活動する場合は、次のとおりとする。

ア 統制波については、警防本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信に統制波を使用する。この場合において、被災地が広域にわたり指揮系統を複数に分割する必要があるときは、調整本部等の指示により統制波 1・2・3 のいずれかのチャンネルを使用する。

イ 県の主運用波（以下「主運用波」という。）については、応援都道府県隊内における部隊間の通信に使用するものとし、応援都道府県間の通信については、調整本部等の指示により統制波を使用するものとする。

ウ 活動波については、当消防本部部隊間の隊との交信とする。

(2) 埼玉県内の応援部隊が活動する場合は、次のとおりとする。

ア 幹事消防本部は、統制波及び主運用波を使用する。

イ 幹事消防本部以外は、主運用波を使用する。

第 4 款 消防応援活動の調整等

（迅速出動時の部隊の受入）

第 13 消防長は、管内において最大震度 6 弱以上の地震が発生し、迅速出動が適用になった場合、早期に被害状況を把握し、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部及び地域代表消防機関に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を整えるものとする。

（進出拠点）

第 14 警防本部長は、緊急消防援助隊の進出拠点について、調整本部及び消防庁と協議し、消防庁が決定する。

2 陸上部隊の進出拠点は、別表第 4 のとおりとする。

3 航空部隊の進出拠点は、別表第 5 のとおりとする。

4 警防本部長は、進出拠点が決定したら、連絡員（消防司令以上）等を配置し、調整本部及び警防本部との連絡体制を確保する。

5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長に対して応援先市、任務等の情報提供を行うものとする。

6 誘導員については、消防職員をおおむね次の場所に配置する。

ア 国道等からの進入道路への交差点

イ 高速道路のインターチェンジ出口

ウ その他必要となる場所

（任務付与）

第 15 警防本部長は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) その他活動上必要な事項

(スピンドルドライバーの形状等)

第 16 市別消火栓スピンドルドライバーの形状及び口径は、別表第 6 のとおりとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第 17 ヘリコプター離着陸場所は、別表第 7 のとおりとする。

(宿営場所)

第 18 調整本部は、災害に状況、大隊又は部隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の宿営場所について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

2 宿営場所は、別表第 8 のとおりとする。

3 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と供用しない場所から決定するものとする。

4 調整本部は、決定した宿営場所について、別表 8 の宿営場所管轄消防本部に対して連絡するものとする。

(燃料補給場所)

第 19 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第 9 のとおりとする。

2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第 10 のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 20 警防本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している企業等に要請するものとする。

(重機派遣要請)

第 21 警防本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣についての応援要請は、別表第 1－3 のとおりとする。

(部隊移動)

第 22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第 6 のとおり行うものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第 23 警防本部長は、消防庁長官又は埼玉県知事から部隊の移動に対する意見要請要綱別記様式 6－1 により聴取がなされた場合は、要請要綱別記様式 6－2 により回答するものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 24 警防本部は、調整本部から部隊移動に伴う部隊規模、移動経路等の連絡を受けた場合は、道路啓開、先導等を実施する。

(活動終了)

第 25 警防本部長は、被害状況を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、その旨を被災地市長に報告するとともに、指揮支援本

部長及び都道府県大隊長に対して、要請要綱別記様式４－１により緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

第５款 その他

（情報提供）

第 26 警防本部、調整本部、指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

（地理情報）

第 27 警防本部長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

（災害時の体制整備）

第 28 消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（その他）

第 29 埼玉県下消防相互応援部隊又は埼玉県特別機動援助隊の応援要請時、第 1 節及び第 2 節に記載のない事項で、受援体制、指揮体制、通信運用体制、消防応援活動の調整等が必要な場合は、状況に応じて第 3 節を準用するものとする。

2 その他坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画に必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この計画は、平成 28 年 12 月 5 日から施行する。

■緊急通行車両以外の車両通行止め表示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

■緊急通行車両等確認申請書

様式第 1

緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 埼玉県知事 様 住 所 申請者 氏 名 印 下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。 記		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

■緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

■緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書

様式第5の1

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書		年 月 日
埼玉県知事 様 申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏名 電話（ ） 印 【担当係 担当者】		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出 発 地		
（注） この届出書は、作成の上、環境生活部（消防防災課）に提出してください。		

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第5の2

第 号
緊急通行車両等事前届出済証
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
年 月 日 埼玉県知事 印
（注） 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を災害対策本部又は支部もしくは、最寄りの警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

■緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書

■被災者個人への融資

○ 実施主体：県社会福祉協議会

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

○ 実施主体：住宅金融支援機構

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金(基本融資額) 1,460万円以下 ② 建設資金(特例加算額) 450万円以下 ③ 土地取得資金(基本融資額) 970万円以下 ④ 整地資金(基本融資額) 390万円以下
利率	基本融資額 年1.20% 特例加算額 年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造(耐久性)35年以内 木造(一般)25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。(ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」(罹災の程度は問わない)を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額 年1.20%
償還期間	最長20年(1年以上1年単位) 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。(ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

○ 実施主体：市町村

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。 ただし世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者 1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象 となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円
	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円
	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円
	⑥ ①と②が重複	"	250万円
	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円
	⑧ ①と④が重複	"	350万円
	※ () は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3% ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

■被災中小企業への融資

○ 実施主体：県（産業労働部）

【経営安定資金（災害復旧資金）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として引続き 6 ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金 7 年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年1.1%以内（ ” ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

■被災農林漁業関係者への融資

○ 実施主体：県（農林部）

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内（特別被害農林漁業者） 年5.5%以内（3割被害者） 年6.5%以内（その他被害農林漁業者）
償還期限	6年（特別被害農林漁業者）、3～6年（その他） （ただし、激甚災害のときは期間延長でそれぞれ7年、4～7年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【株式会社日本政策金融公庫による災害復旧関係資金（農林漁業セーフティネット資金）】

貸付の相手方	・認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人） ・認定新規就農者（青年等就農計画を作成して市町村の認定を受けた個人・法人） ・林業経営改善計画の認定を受けている方 ・漁業経営改善計画認定漁業者 ・その他 （個人）農林漁業の所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が200万円以上の方 （法人）農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が1,000万円以上の法人
貸付対象	・災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた。 ・行政指導（BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。森林病虫害等による行政指導を受けた。） ・社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化 1. 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること。 2. 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。

	3. 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。 4. 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。 5. 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額＋減価償却費））が20年以上であること。 6. 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。 7. 一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る）。 8. 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。 9. 取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。 10. 取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。
貸付利率	0.16%
償還期限	10年以内（うち据置期間3年以内）
貸付限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

【株式会社日本政策金融公庫による災害復旧関係資金（農林漁業施設資金（災害復旧））】

貸付の相手方	・ 農林漁業を営む者 ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
貸付対象	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ・ 果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ・ 個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ・ 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率	借入期間に応じて、0.16～0.20%
償還期限	10年（うち据置期間3年）以内 （果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は10年（うち据置期間3年）以内）

貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円） のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）
-------	---

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（農業災害資金）】

貸付の相手	被害農業者 （埼玉県農業災害対策特別措置条例で指定された天災であり、市町村長の被害認定を受けたもの）
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	被害農業者として認定を受ける条件は次のとおり 1. 農産物・畜産物・繭等 $30（減収量）／100（平年収穫量）$ 以上で、かつ $10（損失額）／100（平年農業総収入）$ 以上のもの 2. 果樹・茶樹・桑樹・花植木等 $30（損失額）／100（被害時価額）$ 以上のもの 3. 農業用生産施設 $30（損失額）／100（被害時価額）$ 以上のもの

【農業災害補償法に基づく農業共済制度】

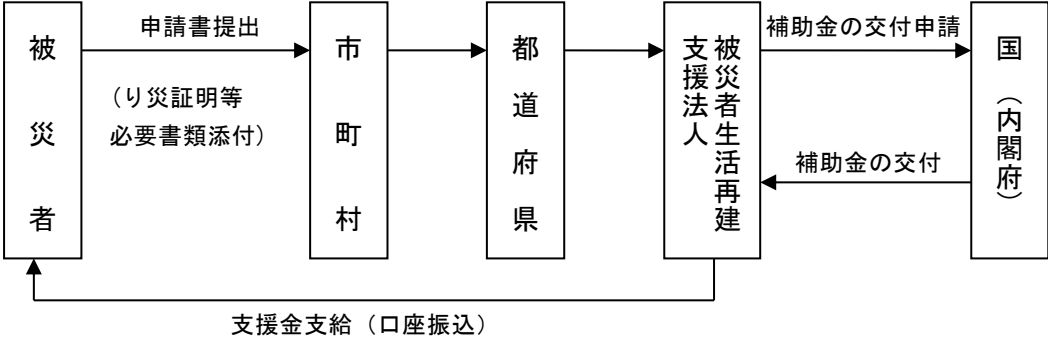
支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25a以上当然加入、陸稻：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

■被災者生活再建支援制度

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																						
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																						
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全焼する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																						
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむをえない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められる世帯																						
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 （公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円					住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）																				
支給額	200万円	100万円	50万円																				
市町村	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																						
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付																						

被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 使途実績報告書の受領及び審査 ⑤ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

図 被災者生活再建支援金の支給手続



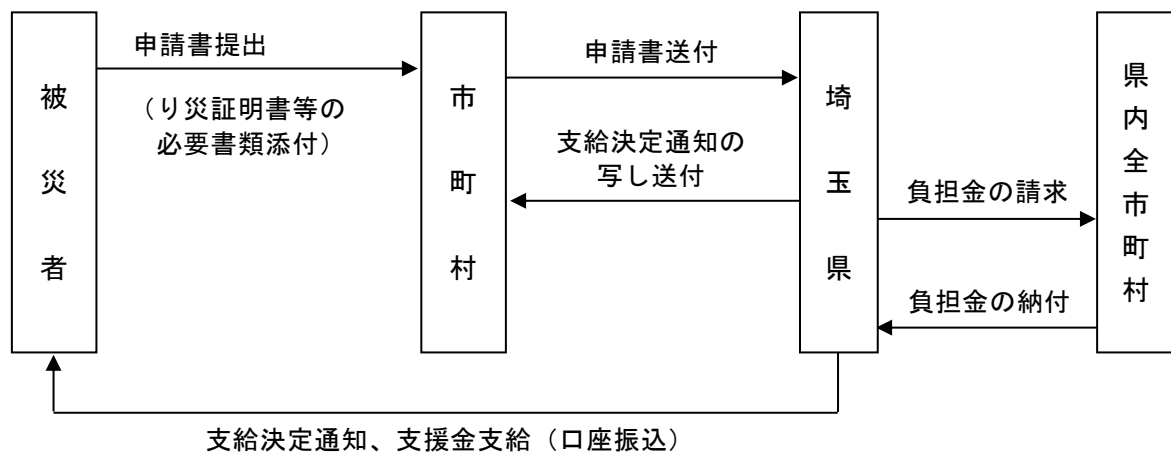
※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

■埼玉県・市町村被災者安心支援制度

【埼玉県・市町村生活再建支援金】

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																						
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																						
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																						
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																						
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容					住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																			
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																				
支給額	200万円	100万円	50万円																				
市町村	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																						
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																						

図 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続

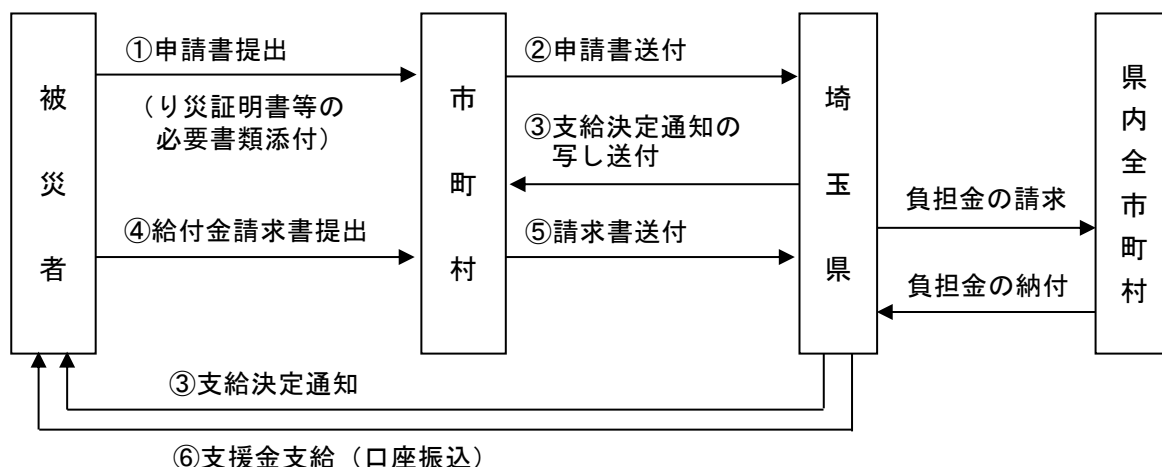


【埼玉県・市町村家賃給付金】

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定
---	---

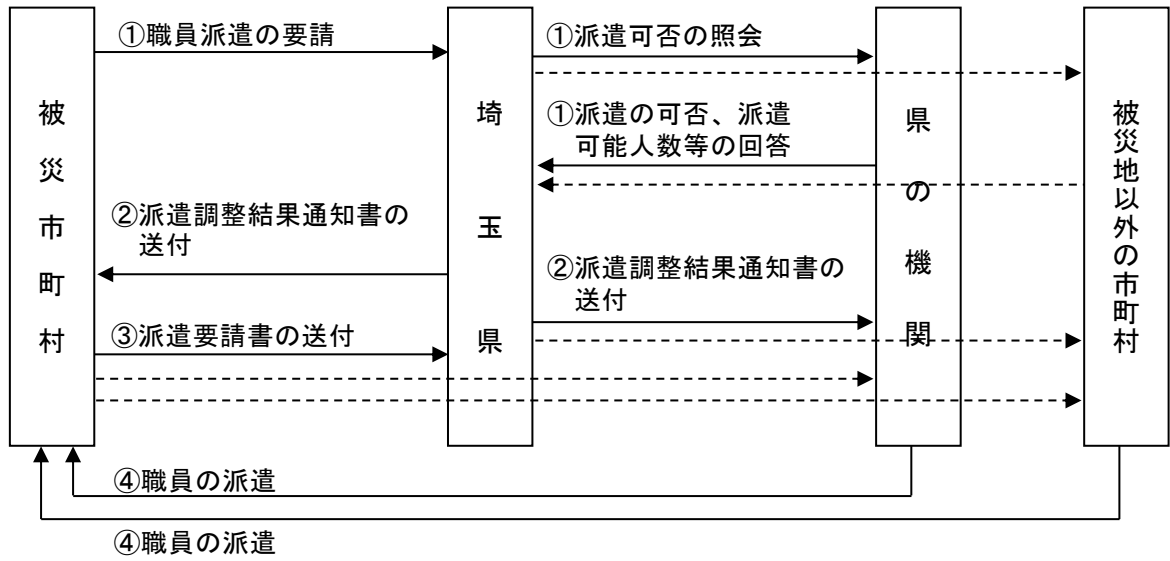
図 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



【埼玉県・市町村人的相互応援】

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外 の市町村 （派遣市町村）	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 （統括部、 支部）	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

図 埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



鶴ヶ島市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月15日

条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損壊がない場合

150万円

- | | |
|--------------------------|-------|
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- | | |
|--------------------------|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 | 350万円 |
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする

第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日から適用する。

附 則（昭和56年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３年条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第１３条第１項の規定は同年５月２６日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

鶴ヶ島市農業災害対策措置要綱

昭和53年7月17日

告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、天災による災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金（「農業災害資金」という。以下同じ。）の貸付けを円滑にする措置を講ずることにより農業経営の安定を図ることを目的とする。

(災害の指定)

第2条 市長は、次の各号の一に該当する災害を特別災害として指定するものとする。

- (1) 農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けたほ場の面積が、近接する市町村の区域内も含めて10ヘクタール（降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5ヘクタール）以上である災害
- (2) 畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が、近接する市町村の区域内も含めて10戸（降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸）以上である災害
- (3) 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が、近接する市町村の区域内も含めて10戸（降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸）以上である災害
- (4) 農業用生産施設の種類（別表第1）ごとに被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が、近接する市町村の区域内も含めて10戸（降ひょう、竜巻又は突風の場合にあっては、5戸）以上である災害

(助成の種類)

第3条 市長は、前条の指定をしたときは、次の各号のうちから適用すべき助成措置を定めるものとする。

- (1) 病虫害の防除用農薬購入費補助
- (2) 樹勢又は草勢の回復用肥料購入費補助
- (3) 代替作又は次期作種苗及び肥料購入費補助
- (4) 蚕種又は苗木についての購入費補助
- (5) 樹勢の更新費補助
- (6) 種苗、桑葉の輸送費補助
- (7) 農業経営に必要な資金の貸付けを円滑にするための助成
- (8) その他市長が必要と認める補助

(農業災害資金の借受資格)

第4条 この告示において、農業災害資金を借り受けることができる「被害農業者」とは、特別災害により次の各号の一に該当する損失を受け、かつ、市長が認定したものをいう。

- (1) 農作物、畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の10以上であること。
- (2) 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額が、被害時における価額の100分の30以上であること。

(3) 農業用生産施設の種類ごとの損壊等による損失額が被害時における価額の100分の30以上であること。

2 この告示において「特別被害農業者」とは、被害農業者であって、特別災害により次の各号の一に該当する損失を受け、かつ、市長が認定したものをいう。

(1) 農作物、畜産物、繭等の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の100分の50以上であること。

(2) 果樹・茶樹・桑樹等の永年作物の損傷等による損失額が、被害時における価額の100分の50以上であること。

(3) 農業用生産施設の種類ごとの損壊等による損失額が被害時における価額の100分の50以上であること。

3 この告示において「農業災害資金」とは、農業協同組合等が被害農業者に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、農業用生産施設の復旧に必要な資金その他の農業経営に必要な資金として市長が定める期間内に貸し付ける資金で、次の各号に該当するものをいう。

(1) 市長が認定する損失額又は80万円（特別被害農業者に貸し付けられる場合は、200万円）のどちらか低い額の範囲内のものであること。

(2) 償還期限が、3年（特別被害農業者に貸し付けられる場合は6年）の範囲内において市長が定める期間以内のものであること。

(3) 利率が、年3.5パーセント以内のものであること。

（利子補給及び損失補償費）

第5条 利子補給及び損失補償は、次のとおりとする。

(1) 契約に基づき、農業協同組合等が貸し付けた農業災害資金の利子補給に要する経費

(2) 契約に基づき、農業協同組合等が、農業災害資金を貸し付けたことによって受けた損失の補償に要する経費

（補助金）

第6条 市は、第2条の規定による特別災害を受けた農業者及び前条に規定する農業協同組合等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

3 第2条の規定による特別災害に補助する場合、農業者1人当たりに対する補助金の額が1,000円未満のものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助率）

第7条 前条第1項の補助金に係る補助対象経費及び補助率は、別表第2及び別表第3とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年告示第225号）

この告示は、平成14年4月23日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

農業用生産施設の種類の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ビニールハウスその他のプラスチックハウス（附帯施設を含む。）
- (2) ガラス室
- (3) 果樹だな（防鳥網施設を含む。）
- (4) 蚕室
- (5) 畜舎
- (6) 放牧施設
- (7) 畜産物の調整施設

別表第 2（第 7 条関係）

経費の種類	補 助 率
第 5 条第 1 号の経費	当該経費の 10 分の 10 以内。ただし、当該経費が当該利子補給の対象となった貸付金の総額につき年 3 パーセントの割合で計算した額以内の額
第 5 条第 2 号の経費	当該経費の 10 分の 10 以内。ただし、当該経費が当該損失補償の対象となった貸付金の総額の 100 分の 50 に相当する額を超えたときは、当該損失補償の対象となった貸付金の総額の 10 分の 5 以内

別表第 3（第 7 条関係）

補助の種類	補 助 対 象 経 費	補助率
病虫害の防除用農薬購入費補助	第 6 条第 1 項に規定する農業者（以下「農業者」という。）が被害率（農作物の減収量が平年における収穫量に対して占める割合をいう。以下同じ。）100 分の 30 以上のほ場を対象に行う病虫害の防除のための農薬の購入に要する経費又は市長が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額	当該補助に要する経費の 10 分の 10 以内
樹勢又は草勢の回復用肥料購入費補助	農業者が、被害率 100 分の 30 以上のほ場を対象に行う樹勢若しくは草勢の回復のための肥料の購入に要する経費又は市長が、特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額	当該補助に要する経費の 10 分の 10 以内
代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費補助	農業者が、被害率 100 分の 70 以上のほ場を対象に行う代替作に係る種苗及び肥料若しくは次期作に係る種苗及び肥料の購入に要する経費又は市長が、特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額	当該補助に要する経費の 10 分の 10 以内
蚕種購入費補助	農業者が、被害率 100 分の 50 以上の桑樹のほ場の被害により、蚕児を放棄した場合における次期増掃分の蚕種の購入に要する経費又は市長が、特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額	当該補助に要する経費の 10 分の 10 以内
苗木の購入費補助	農業者が、被害率 100 分の 90 以上の果樹のほ場を対象に行う改殖用の苗木及び肥料の購入に要する経費又は市長が、特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗	当該補助に要する経費の 10 分の 10

	じて得た額のいずれか低い額	以内
樹勢の更新費補助	農業者が、被害率100分の70以上の茶樹のは場を対象に行う樹勢の更新のための中刈り若しくは台刈りに要する経費又は市長が、特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該は場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額	当該補助に要する経費の10分の10以内
種苗又は桑葉の輸送費補助	農業者が、被害率100分の30以上の水稻若しくは飼育用桑葉が不足した場合においてこれを補てんするため、農業協同組合に委託して行う水稻の種苗若しくは桑葉の輸送に要する経費又は市長が、特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該は場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額	当該補助に要する経費の10分の10以内

■災害時協定締結状況

災害時協定締結状況

令和4年4月現在

	区分	協 定 名	相手方の名称	締結日	概 要	備 考
1	生活物資・食料品・飲料	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H10. 4. 24	水・菓子パン・牛乳・レトルト食品等応急生活物資の優先供給	
2	市町村	災害時における相互応援に関する協定	川越都市圏まちづくり協議会構成市町（川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町）	H10. 6. 1	情報の収集提供、食料・飲料水・生活必需品等の救援物資の提供、救護活動に必要な職員の派遣、避難場所・避難施設の提供	
3	市町村	災害時相互応援に関する協定	平成3年生まれの同期市自治体（千葉県袖ヶ浦市、大阪府阪南市、日高市、奈良県香芝市、東京都羽村市）	H16. 5. 1	生活必需品等の救援物資の提供 救護活動に必要な職員の派遣、ボランティアの斡旋	
4	医療・応急処置	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会	H16. 7. 20	医療救護班の派遣・活動	
5	生活物資・食料品・飲料	災害時における食糧物資の供給等協力に関する協定	関東食品（株）埼玉支店	H17. 2. 1	食糧物資の優先供給及び運搬	
6	生活物資・食料品・飲料	災害時における救援物資提供等の協力に関する協定	コカ・コーライーストジャパン（株）	H17. 2. 1	飲料水の優先供給及び運搬、メッセージボード搭載型自動販売機内の在庫商品無償提供	H25. 3 名称変更
7	ガス	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	一般社団法人埼玉県LPガス協会坂戸支部	H18. 5. 16	LPガスの優先供給等	H25. 4. 1 名称変更
8	住宅	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	公益社団法人埼玉県公益社団法人埼玉県住宅地建物取引業協会埼玉西部支部	H18. 7. 14	入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	
9	復旧	災害時における応急復旧業務に関する協定	鶴ヶ島市土木工友会	H18. 11. 16	道路及び橋梁等の都市施設の応急復旧	
10	市町村	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県、県内全市町村	H19. 5. 1	食料・生活必需品・資機材の提供、職員の派遣、一時収容施設の提供、火葬施設の提供、被災傷病者の受入れ、ボランティア受付及び活動調整、児童・生徒の応急教育の受入れ等	
11	建設機材	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	鶴ヶ島市商工会	H20. 1. 29	生活物資・建設資機材等の優先供給、物資の運送・搬送、応急対策作業等	
12	建設機材	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	埼玉県建設労働組合連合会鶴ヶ島支部	H20. 1. 29	建設資機材等の優先供給、応急対策作業等	
13	建設機材	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	鶴ヶ島造園組合	H20. 1. 29	資機材等の優先供給、応急対策作業等	H29. 4. 1 名称変更

	区分	協 定 名	相手方の名称	締結日	概 要	備 考
		する協定				
14	電気設備	災害時における応急復旧業務に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	H20. 8. 6	公共施設等における電気設備等の応急復旧	
15	情報提供、物資の提供	災害時における情報提供、電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	H22. 12. 1	広域停電等に関する情報の提供、物資の提供	H27. 4. 1 名称変更
16	国・県・市町村	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 5. 17	災害時における各種情報の交換等	
17	食料品・飲料	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H24. 5. 10	日用品等の生活必需品・災害時の応急対策に必要な物資	
18	帰宅困難者・遺体受入	災害時における帰宅困難者支援及び遺体の収容等に関する協定	株式会社三愛メモリアル	H24. 5. 10	災害の発生に伴う帰宅困難者への支援及び遺体の収容等	
19	物資輸送	災害時における物資の輸送に関する協定	一般社団法人埼玉県トラック協会川越支部	H24. 7. 9	物資の輸送	
20	帰 宅 困 難 者・遺体受入	災害時における帰宅困難者支援及び遺体の収容等に関する協定	株式会社メモリード	H25. 2. 1	災害の発生に伴う帰宅困難者への支援及び遺体の収容等	
21	電力供給（避難所強化）	災害時における電気自動車による電力の供給に関する協定（秘書政策課）	埼玉日産自動車(株)、(株)日産サテリオ埼玉、日産プリンス埼玉販売(株)	H25. 3. 25	電気自動車による電力の供給	
22	総合的支援（燃料・飲食物・衛生用品・衣類日用品・炊事洗面用具・施設提供・労働提供等）	災害時における総合的な支援に関する協定	坂戸・鶴ヶ島防火安全協会	H25. 3. 27	総合的支援（燃料・飲食物・衛生用品・衣類日用品・炊事洗面用具・施設提供・労働提供等）	
23	給食センター	災害時における応急対策活動の協力に関する協定（学校給食センター）	(株)鶴ヶ島学校給食サービス、(株)ニコトラスト、東亜建設工業(株)首都圏建築事業部、(株)島村工業、(株)日立建設設計、(株)新日本設計、(株)中西製作所北関東支店、太平ビルサービス(株)さいたま支店、東上通運(株)埼玉支店、日本国民食(株)	H25. 8. 28	給食センターの使用、資機材・物資の貸与、炊き出しの協力	
24	救出・救援	災害時における応急対策に関する協定	埼玉土建一般労働組合坂戸支部	H25. 9. 27	救出救援活動、施設の補修等	
25	医療・応急処置	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	公益社団法人 埼玉県柔道整復師会 川越支部	H25. 10. 1	傷病者に対する応急処置活動	H27. 4. 1 名称変更
26	生活物資・食料品・飲料	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)赤ちゃん本舗	H25. 11. 20	乳幼児等の生活必需品や応急物資の供給	
27	生活物資・食	災害時における応急	いるま野農業協同組	H25. 12. 19	応急生活物資の供給	

	区分	協 定 名	相手方の名称	締結日	概 要	備 考
	料品・飲料	生活物資供給等に関する協定	合			
28	生活物資・食料品・飲料	災害時等における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ株式会社	H26. 6. 13	市内に設置している一部の自動販売機内の飲料水の提供	
29	生活物資・食料品・飲料	災害時における飲料水の供給に関する協定	株式会社 伊藤園	H26. 7. 24	飲料水の優先供給及び運搬	
30	医療・応急処置	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	H26. 10. 24	薬剤師の派遣、調剤及び服薬指導、医薬品集積場所における医薬品管理	
31	避難所周知	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	H26. 10. 31	民間企業等の電柱広告と併せて避難場所への誘導案内表示を掲載する電柱看板を作成 (制作費市負担無。広告主の企業が趣旨に賛同する場合に限る。)	
32	避難所周知	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定	武蔵工業株式会社	H26. 10. 31	民間企業等の電柱広告と併せて避難場所への誘導案内表示を掲載する電柱看板を作成 (制作費市負担無。広告主の企業が趣旨に賛同する場合に限る。)	
33	物資提供	災害時における地図製品等の提供等に関する協定	株式会社ゼンリン	H28. 2. 23	災害時に使用できる住宅地図の提供や住宅地図の複製許諾などに関する協定	
34	情報提供	災害時における放送等に関する協定	(株) ジェイコム北関東	H28. 3. 25	災害情報等の緊急放送・データ放送	
35	電気設備	災害時における応急復旧業務に関する協定	共和エンジニアリング (株)	H28. 3. 28	養命酒製造(株)所有井戸の非常用電源の確保及び公共施設等における電気設備等の応急復旧	
36	給水支援	災害時における井戸使用に関する協定	養命酒製造株式会社	H28. 3. 28	災害発生時の井戸及び浄水器の使用	
37	家屋被害認定調査 り災証明	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	H28. 10. 4	災害時に、家屋被害認定調査や被災証明書に関する相談等につき協力を依頼できる協定	
38	郵便	災害発生時における鶴ヶ島市と郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社坂戸郵便局 鶴ヶ島市内郵便局	H29. 4. 18	車両の提供、避難先リスト等の相互提供、広報活動、避難所における郵便物の集配及びゆうちょ銀行・かんぽ生命保険における非常払・非常取扱い等	
39	医療・応急処置	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	H30. 10. 25	歯科に関連した傷病者に対する応急処置の実施及び、必要可能な歯科医療の提供	
40	法律相談	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	H31. 1. 29	司法書士による、司法手続きについての無料相談を実施 (相続、不	

	区分	協 定 名	相手方の名称	締結日	概 要	備 考
					動産登記、成年後見制度など)	
41	法律相談	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	H31. 1. 30	行政書士による、行政手続についての無料相談を実施(罹災証明書、自動車登録(廃車)申請、各種免許再発行など)	
42	福祉避難所	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	医療法人社団満寿会 鶴ヶ島ケアホーム	R1. 12. 19	災害時における福祉避難所開設の協力	
43	福祉避難所	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	社会福祉法人忠黎会 鶴ヶ島ほほえみの郷	R1. 12. 19	災害時における福祉避難所開設の協力	
44	情報提供	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1. 12. 27	情報提供・市ホームページのキャッシュサイト	
45	福祉避難所	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	社会福祉法人稲穂の道 みどりの風鶴ヶ島	R1. 12. 19	災害時における福祉避難所開設の協力	
46	福祉避難所	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	特定非営利活動法人 あゆみ福祉会 多機能事業所あゆみ	R2. 3. 23	災害時における福祉避難所開設の協力	
47	福祉避難所	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	社会福祉法人ハッピーネット 鶴ヶ島ゆめの園	R2. 3. 23	災害時における福祉避難所開設の協力	
48	福祉避難所	災害時における社会福祉施設への要配慮者の受入れに関する協定書	特定非営利活動法人 こすもす こすもす作業所	R2. 3. 23	災害時における福祉避難所開設の協力	
49	物資提供	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セッツカートン株式会社	R3. 3. 25	避難所生活において、有効な段ボールベッドや段ボールパーテーションなど物資調達に関し避難者へ供給する	
50	物資提供	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	株式会社出羽紙器製作所	R3. 3. 25	避難所生活において、有効な段ボールベッドや段ボールパーテーションなど物資調達に関し避難者へ供給する	
51	物資提供	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	株式会社トータルパック	R3. 3. 25	避難所生活において、有効な段ボールベッドや段ボールパーテーションなど物資調達に関し避難者へ供給する	
52	物資提供	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	小山紙業株式会社	R3. 3. 25	避難所生活において、有効な段ボールベッドや段ボールパーテーションなど物資調達に関し避難者へ供給する	
53	市町村	水害時における広域避難に関する協定	川島町	R3. 7. 8	川島町内に水害が発生し、緊急に避難する必	

	区分	協 定 名	相手方の名称	締結日	概 要	備 考
					要が生じたときに一時的に本市の施設を開放し、迅速な避難を支援すること	
54	被害調査	災害時等における無人航空機（ドローン）を活用した被害状況調査に関する協定	日南技術株式会社 測技テラノ株式会社	R3.10.7	無人航空機（ドローン）を活用し、迅速かつ的確な被害状況調査を実施すること	
55	物資提供	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	R7.2.20	多種多様な避難所ニーズに対応できる資機材をレンタルにより円滑に調達できる	
56	し尿処理	災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定	株式会社坂戸公衛社 笹沼商事株式会社 有限会社正和清掃社	R7.3.	浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、仮設トイレのし尿収集運搬等	